

第51号

ヴェトナム共和国チョウライ病院  
に関する資料

昭和45年3月

海外技術協力事業団

70

國際協力事業団

受入 月日	'84. 8. 24	123
登録No.	13773	98
		MC

ま え が き

私達は昭和41年6月4日から6月22日まで今年度日本政府のヴィエトナム共和国に対する医療協力の一環として実施予定の Cho-Ray 病院脳神経外科病棟の建築のためヴィエトナム共和国へ出張した。ヴィエトナム共和国は、戦時下にあるため通貨不安定、資材の欠乏による価格の高とう、労力の不足、賃金の高とう等の悪条件のため、短期間の病棟建設、医療要員の確保等が非常に困難であることが再認識された。しかし同国は日本に対する期待が非常に大きく日本とヴィエトナムが友好的な関係を保つ上に本計画の実現が重要な役割を果たすものと思われるので、この報告にある問題点をよく検討し早期に実施されんことを切望するものである。

昭和41年7月

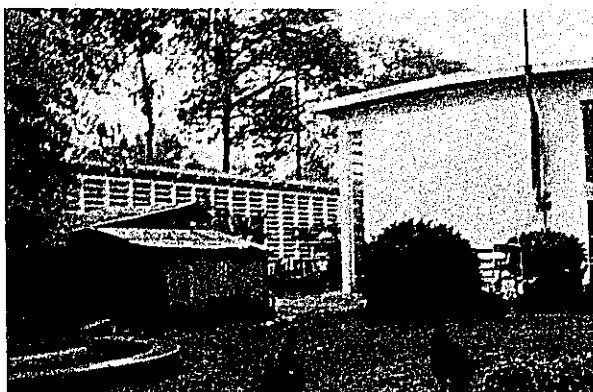
JICA LIBRARY



1042448[9]

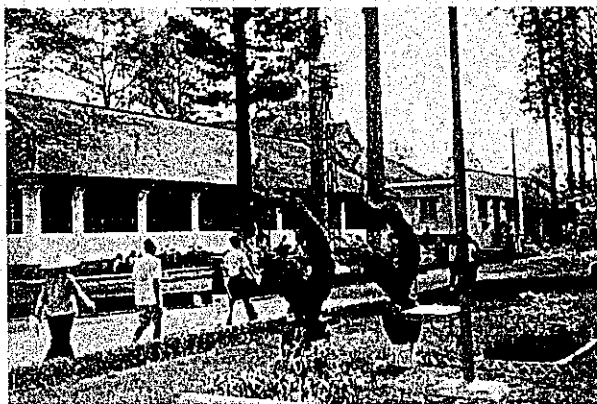
海外技術協力事業団	
受入 月日	P G22
登録No. 1095	258
	K

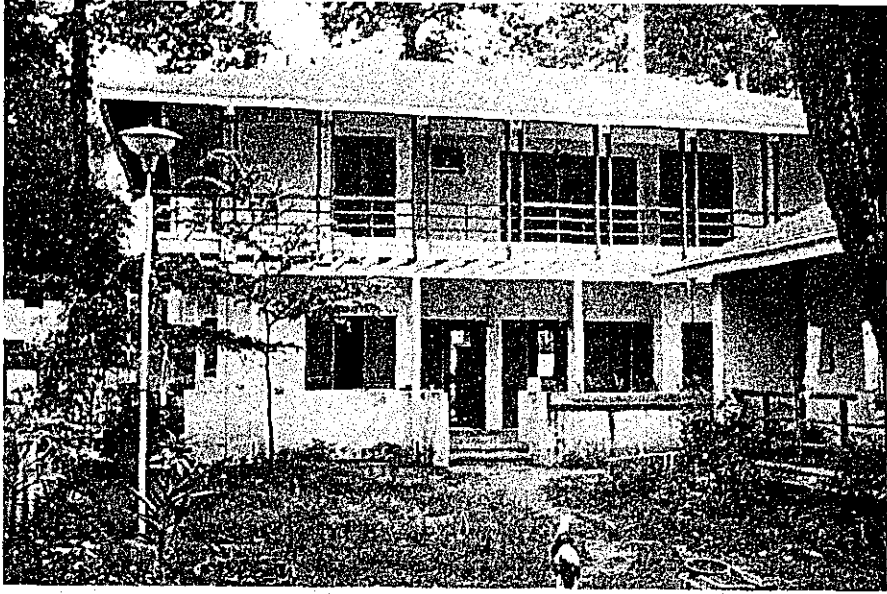
Cho-Ray 病院  
脳外科センター  
S. 44. 10



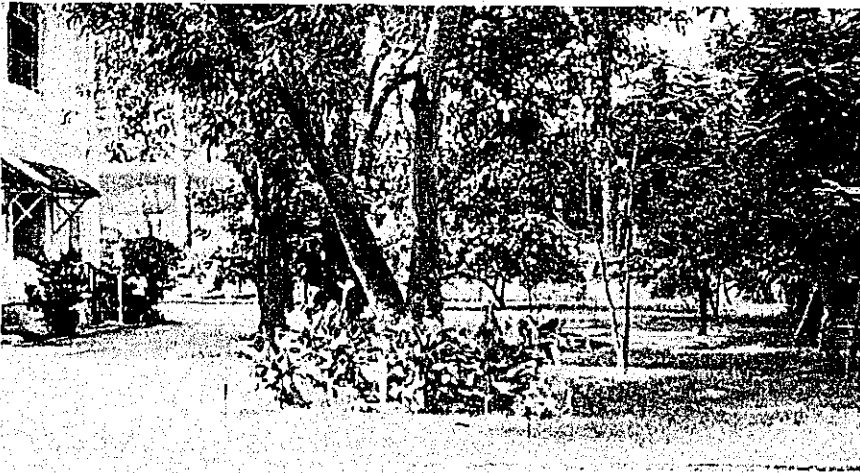
耳鼻科病棟

脳外科センター着工前  
S. 41. 4



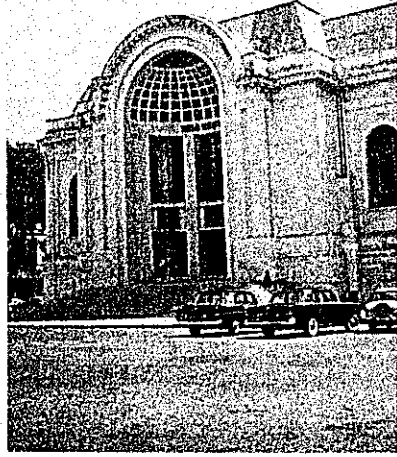


Cho-Ray 病院 日本人専門家宿舎 S 44. 10



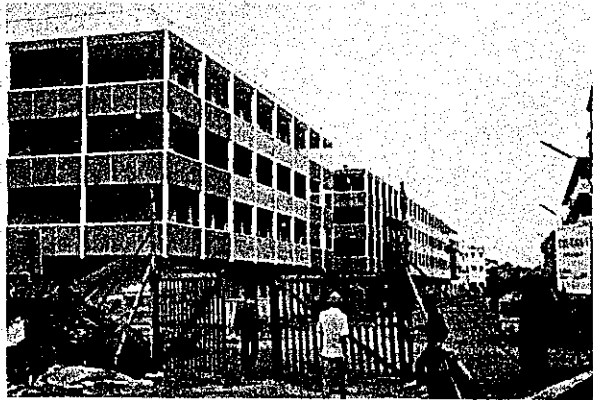
宿舎着工前 (S 41. 4)

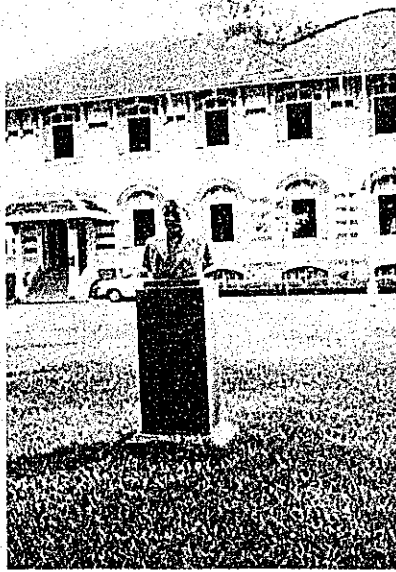
国会議事堂



国立サイゴン病院

難民宿舎

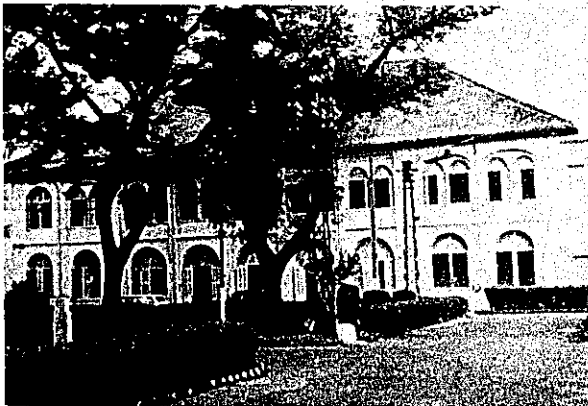




バスツール研究所



セントポール病院  
(仏)



グラール病院  
(仏)



# 目 次

グイエトナム共和国医療事情予備調査報告書	1
1. 調査の目的	3
2. 日程及び調査機関	3
3. グイエトナム共和国の医療の現況	3
4. 医学教育	5
5. 視察した医療研究機関	5
6. グイエトナム共和国厚生病院との打合せ事項	6
7. サイゴン市内の治安状態	7
8. 考 察	7
9. む す び	8
別 表	
1. サイゴン市内主要8病院の医療従事者数(1965年)	10
2. グイエトナム共和国における最近2ヶ年間の主なる伝染病疾患	11
3. グイエトナム共和国及びサイゴン市における死因別死亡数(1964年)	12
4. 外国医療団派遣状況	13
5. Cho-Ray 病院の配置図	14
6. サイゴン市内主要病院配置図	15
グイエトナム共和国医療協力実施調査報告書	17
I 日 程	19
II Cho-Ray 病院整備について	20
1. 全般的事項	20
2. 具体的事項	20
3. 建築関係	20
Cho-Ray 病院敷地内案内図	24
建設予定配置図	25
日本側職員住宅建設予定配置図	26
建築用資材単価表	29

建築工事用労務者賃金 .....	31
医療協力に関する日本国政府及びヴィエトナム 共和国政府間の交換文書（案） .....	39
ヴィエトナム共和国チュウライ病院に対する医療協力調査報告書 .....	41
I 経 緯 .....	43
II 調査目的 .....	44
III 調査日程 .....	45
IV 一般情勢 .....	46
V 第二期工事について .....	47
VI 建物の維持、管理について .....	54
あ わ り に .....	63

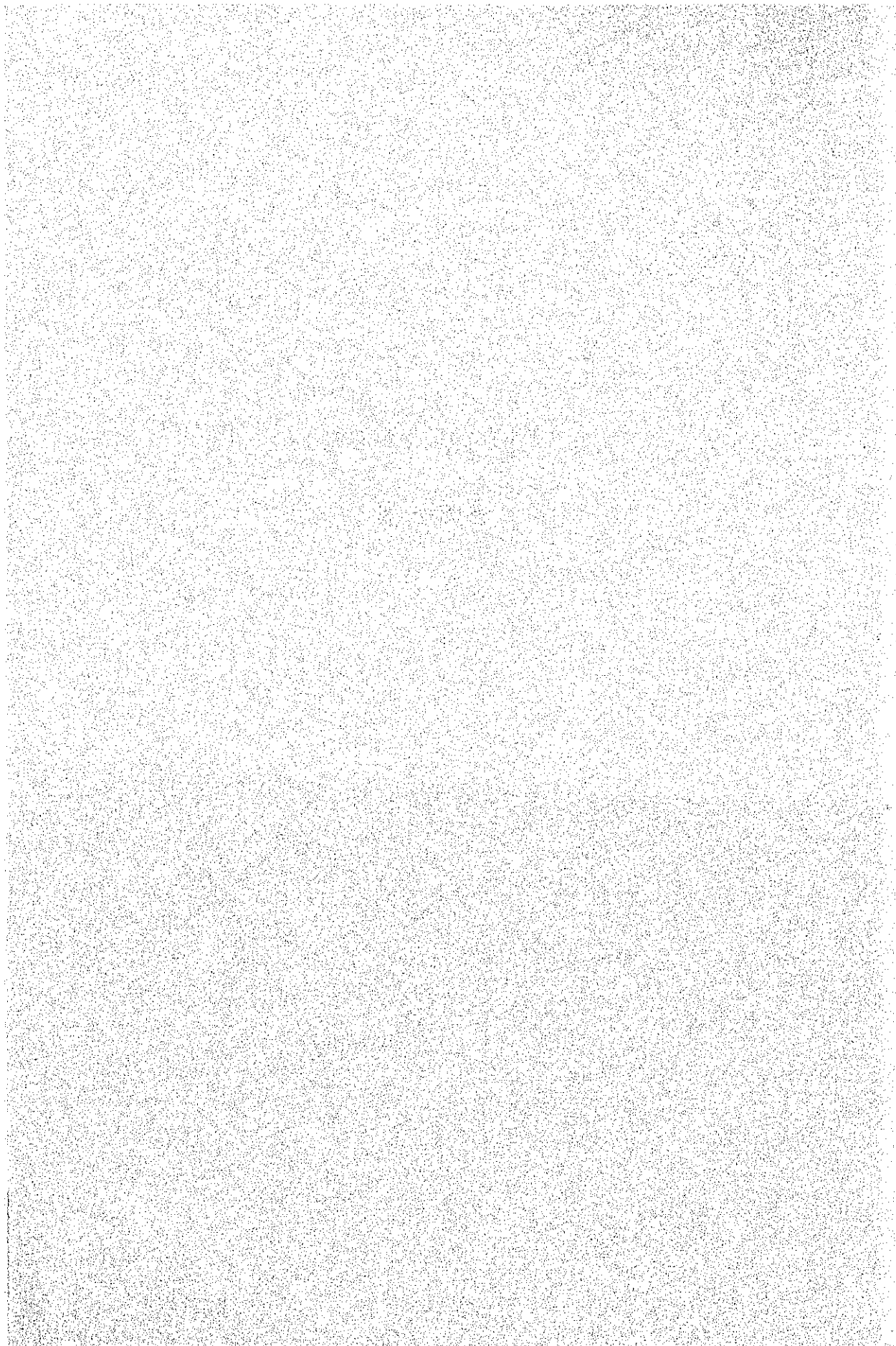
参考資料

ヴェトナム チョウライ 病院 経緯

- 41. 3 ヴェトナム厚生省カー長官来日，病院建設を含めた医療援助をわが国に要請。
- 41. 4 予備調査団派遣 2名 19日間
- 41. 6 実施調査団派遣 2名 19日間
- 41.12 藤井寅夫 中野清七両脳神経外科専門家派遣
- 42. 3 医療機材 25000千円購送実施
- 42. 6 ヴェトナム政府と日本政府との間に医療協力に関する交換公文
- 42. 7 建築入札 第一期工事（神経外科診療棟，宿舍二戸）着工 122800千円
- 43. 3 医療機材等 29069千円購送実施
- 43. 6 第一期工事完了
- 43.12 建築関係調査団派遣 4名 15日間
- 44. 1 第二期工事（神経外科病床棟および宿舍二戸）設計監理契約 6350千円
- 44. 2 " 請負工事契約 129000千円
- " " 着工
- 44. 3 医療機材等 15800千円購送実施
- 44. 7 看護専門家派遣 2名 14日間
- 44. 9 井上泰治 X線技師派遣
- " 全面政策予備調査団派遣 4名 15日間
- 44.11 第二期工事完成
- " 第二期工事竣工検査専門家派遣 4名 10日間
- 45. 1 藤井専門家一時帰国
- 45. 2 " 再赴任
- 45. 3 金井清次脳神経外科専門家派遣
- 45. 3 医療機材等約70000千円購送実施予定

グイエトナム共和国医療事情

予備調査報告書



## 1. 調査の目的

- (1) 今年度より実施される日本政府のヴェトナム共和国に対する医療協力予算(2億円)に基づく医療団派遣に関する現地調査。
- (2) 同予算に基づく医療施設建設の予備調査。
- (3) ヴェトナム共和国における医療の現況、及びサイゴン市内の治安状態。

## 2. 日程及び調査施設

昭和41年4月19日より27日までの9日間にサイゴン市内にある国立総合病院2、産院1、結核病院(結核センター)1、検センター、パスツール研究所、サイゴン大学医学部等を調査し、また、ヴェトナム共和国の希望する日本政府による病院の建築予定地(サイゴン市郊外)を視察した。

## 3. ヴェトナム共和国の医療の現況

### (1) 医療費制度

大都市及び地方の中心都市にある国立及び公立病院における医療費は原則として全額無料であるが、入院費には一部自己負担の病室がある。投薬は公立病院へ行けば無料で受けられる。

個人開業医の医療費は全額患者負担で、高額のようである。

手術を要する患者はサイゴン市内、あるいは地方の大都市の公立病院へ転送される。

### (2) 医療従事者

公立病院は主としてヴェトナム人医師によつて運営され、極く少数の外国人医師が医療協力として診療に従事している。

医師の不足は甚しく、人口1万~1万2千人に医師1名の割合で、この医師の不足を補うために短期間(約3年)の医学教育をうけた医療幹事(Medical Assistant)が直接患者の診療にあたっている場合が多い。また、公立病院勤務医、軍医等も勤務時間外は自宅開業を許されている。

ヴェトナム共和国厚生省の発表による1965年のサイゴン市内の主要8病院(国立)の医療従事者数は別表1の如く、医師1名に対するベット数は4.23、看護婦1名に対するそれは8.0で、わが国における同様の比率と比較すると特に医師数の不足が著しい。

### (3) 疾病の発生状況

ヴェトナム共和国厚生省の報告による1954年から1965年までの伝染性疾患の発生状況のうち、資料の信頼性があり、且つ動乱のはげしさを増した1964年と1965年の統計を別表2に示す。

最も発生頻度の高いものは肺結核で増加の傾向にあるが、対策としてツベルクリン反応及びBCD接種を積極的に行ないはじめている。

次に高い頻度を示すものはマラリアであるが死亡数は少ない。コレラはこの2年間の発生数では3位であり死亡数は1位を占めているが、予防接種の実施数が増加したためか1965年には減少している。

ペストは1965年に急増し死亡率も高いが、予防接種実施数も1965年には前年の2倍以上に増加しているため、今後の発生状況に注意する必要がある。

次に1964年の死因別死数を国際简单分類に従つてA、B、C、D、E群に分類すると別表3の如くで、ヴェトナム共和国全体では細菌感染を主とするA群が1位を占め、次いで外因死のD群で、成人病であるB群は最も少ない。サイゴン市におけるものはA群が1位であるが2位は妊娠分娩に関係したC群でD群は4位となつている。ヴェトナム共和国全体におけるD群の多いのは動乱に関係があるように思われる。

現地で調査した総合病院における外科領域の入院患者が大多数を占めており、この国における現在の外科臨床は外傷外科が最も優位を占めている。

#### (4) 医療施設

視察した国立病院、研究所等は総合病院の1つを除き他は広い敷地を有し病棟がゆつたりと建てられて緑も多く、病院としての環境は非常によい。建物はフランス時代のものが多くやゝ老朽化している。

医療器械及び器具は著しく不足しており、特に診断用器械X線発生装置、臨床検査器具等の不足の程度が甚だしい。

結核病院では結核菌の化学療法剤に対する耐性検査を最近実施しはじめたところであり、また、肺結核の外科的療法は設備がないことと肺結核外科医がいないことと理由で全く行われていない。

しかし、医療施設は全体に清潔で、看護婦の規律も正しく医療向上に努力している様子が見られた。

各医療施設には日本から贈られた麻酔器、手術台、心電計、レントゲン機械、保育器、顕微鏡、光電比色計、ベット等が配置されており、ヴェトナム人によつて非常に有効に

使用されている。

#### 4. 医学教育

医学教育制度は大学医学部6年およびインターン1年であり、その後論文を提出して医師免許証をとる。

教育機関はサイゴン市とユエ市に医学部があるが、ユエ市にある医学部は卒業生が少なく毎年40名位である。サイゴン市内にあるサイゴン大学医学部の学生数は入学時の200～300名が卒業時には約150名となる。またデルタ地帯にカントー大学を設立し医学部を設置する計画がある。

入学後約2年は基礎医学の講義をうけるが、それ以後は附属医院がないので臨床課目の講義及び実習はサイゴン市内の7つの国立病院で実施する。当医学部の教育スタッフの不足は著しく、基礎医学9科目に教授が2名、助教授(Assistant Professor)が4名、Associate Professor 2名で、臨床の20科目に教授が5名、助教授12名、Associate Professorが8名である。

講義に用いる医学用語は従来は仏語であったが、最近英語になりつつあり、ヴィエトナム語の医学用語は現在ないそうである。図書館の書物も古いものは仏語が多く、新しいものは英語である。サイゴン大学医学部の校舎は米国の援助で立派な建物が完成したところである。

#### 5. 視察した医療研究機関

##### (1) Q10-Ray 病院

総合病院で1,120のベットをもつヴィエトナム共和国最大の病院であるにもかかわらず、医師数24名であり、医師不足の為ベットの利用が不充分であり医療機械、医学図書が特に不足しており、専門医師の増加、中央検査室、X線室、外来診療棟、中央手術場の整備が必要と思われる。

##### (2) Saigon 病院

救急病院であり他の施設に比し、医療機械等が潤沢であるが、敷地狭濶の為これ以上、増床新設は不適當と思われる。

また、電力事情が不良の為、この病院の性格上、自家発電装置の整備することが早急に必要である。

##### (3) Hon Ben 病院

結核病院であり医師不足および医療機械の貧弱さが特に目立つ、検査室の充実を計ること



と外科的療法が他の病院にて行われていないので専門家を派遣して指導するが、研修員をを入れて訓練することが大切だと思われる。

又、診断に必要な X-Ray の整備も必要である。

(4) Tu-Du 産院

出産数の多い国で、この産院は 4 1 1 ベットであるが年間の出産数約 1 7 0 0 0 と非常に多い。そのためベットの増設を希望している。

(5) 癌センター

1 9 6 1 年の創立で現在未だ病室の整備が出来ず外来診療のみを行なっている。鼻咽喉頭部癌、性器癌、乳癌の順に多く、主に放射線治療を行なっている。病棟の新設が望まれる。

(6) パスツール研究所

約 6 0 年前に創立され優れた業績を残した研究所であるが、1 9 5 5 年にフランス人が引揚げてからは全てベトナム人によつて研究及び運営されており、器具の補充がつかず研究業績はあがっていないようである。

現在はサイゴン市内の公立病院から送られる臨床材料の細菌学的同定を行なっている。

敷地の一部に米国と協同でベストとコレラの研究室が完成し研究が開始されている。

図書室には古い文献がよく整理されて保管してあり、日本大学医学部の Journal も送られてあつた。

6. ヴイエトナム共和国厚生病院との打合せ事項

日本人医師団派遣についてベトナム共和国厚生省と打合せを行ない決定した事項は次の通りである。

(1) 3 ~ 5 名の医師と 2 名の看護婦をサイゴン市内の国立 Cho-Ray 病院へ派遣する。

Cho-Ray 病院は病床数 1, 1 2 0、医師 2 4 名、看護婦 1 5 0 名のサイゴン市における最大の総合病院で、サイゴン大学医学部学生の臨床実習も行なっている。

(2) 日本政府の医療協力に基づく病院の建築予定地(ベトナム共和国厚生省の希望する土地)はサイゴン市郊外で、種々不適當と思かれる点が多いので、Cho-Ray 病院の敷地内に X 線診療室、外来診療棟、中央検査室、中央手術室、病室のいずれかを新築して日本医師団センターとする。

(3) サイゴン市内に日本人医師の宿舎を新築する。敷地はベトナム共和国政府が提供する。

(4) 毎年夏季にベトナム共和国看護婦(3名)、麻酔師(1名)を日本へ派遣し実習を行

なり。(約4ヶ月)。本年度は7月に派遣される予定。

(5) ヴイエトナム共和国側の希望する医師は脳神経外科医、整形外科医、麻酔医、耳鼻咽喉科医、眼科医、肺結核外科医、一般外科医

(6) 以上の決定事項に要する費用は全額日本政府の予算で行なり。

## 7. サイゴン市内の治安状態

サイゴン市滞在中は最近における最も平静な時であつた為、市民生活からは戦争中という感じが全く無く、物質も豊富で危険を感じたことはない。しかし、デモやテロ等のある場合はまきこまれると危険であるが、これらは常時あるものではなく、しかも局地的なものであるから現場を避けていれば安全であるとのこと。

物価は急上昇しているが、これについて米ドルの交換率も上つているので日本人医師の生活にはあまり影響はないであろう。

ヴイエトナム人の対日感情は非常によく特に日本の医学の進歩に注目しており、現在国立サイゴン病院に勤務している日本人外科医2名の話では、日本人医師の診察及び手術を希望する患者が非常に多いとのことである。

## 8. 考 察

### (1) 医療用派遣について

Saigon 病院は、昭和39年長崎大学チームが勤務した関係上、日本製の医療機器具、薬品が備え付けであり、又日本に留学したヴイエトナム人看護婦が勤務しているので、あらゆる点に便利と思われたが、

- I 既に渡辺、橋場両医師及び及川看護婦が配置しており、
- II 他の病院より医師数が多く、
- III 救急専門病院であるので、この部門における数少ない日本の専門医を派遣することは困難であり、
- IV 土地狭濶の為、諸施設の拡充は不可能である。

等の理由で、日本チームの派遣は不適当であると思われる。むしろ Cho-Ray 病院へ派遣するのが適当と思われる点は、

- I 各専門医の指導派遣を渴望しており、
- II 施設広大なる為、新しい医療管理方式により各部の新設が容易であり、
- III 診療科が各科にまたがっており、教育用ベツト、看護婦養成施設を併置し、英語のたんな

能な看護婦多数勤務している。

(2) 新しい医療施設の設けについて

日本人の手により建物を建築し、その運営管理を日本人とする医療センターを新設することは日本・ベトナム両国が友好的に医療協力を推進する上に最も重要な役割を果たすことと思われるが、

- i 戦時下にある為、通貨不安定、資材価格の高とう、労働力の不足、労働賃金の高とう等、のため、新設は非常に困難であり、
  - ii 短期間の契約期間に完成は殆ど不可能であり、
  - iii 日本人の建設及び医療センター要員の確保が非常に困難である。
- 等の理由により Cho-Ray 病院の整備に当る方が適当と思われる。その理由は、
- i 各診療科別に外来病棟を有し、中央検査室、X 線室、外来診療棟、手術室の整備により近代的医療を行なう病院として機能を充分發揮しうる見込のある病院である。
  - ii 土地が広大な為一部整備の途中においても病院の機能を減ずることなく整備出来る。

(3) その他

1. 医療団の受入れに際しては、それ相応の宿舍の確保をはかること。
2. 歴史的な Pasteur 研究所の充実  
既に各国へ実験室、機材供与約 40 万ドル要請があるがわが国からも将来援助したらどうか。
3. Saigon 大学医学部との協力  
既にアメリカの援助で建設が終つているので、日本より交換教授、教材の供与を考えたらどうか。

(4) Cho-Ray 病院へ医療団派遣前受入について

- i Cho-Ray 病院長または、副院長、および厚生省病院局長 Dr. Dang は日本医療見学のため、2 週間の予定で来日を希望していた。
- ii Cho-Ray 病院の麻酔師 1 名、看護婦 3 名を約 4 ヶ月予定で研修のため受入れを希望していた。

9. わ す び

- (1) 長期の動乱に加えて極度に悪い医療事情を調査して、今こそ日本の強力な医療協力が必要であると強く感じた。
- (2) 今回派遣される日本医療団は単に現地の患者と診療するのみでなく、ベトナム人医師

の指導も大きな任務であると考えてる。

(3) パスツール研究所、癌センター等にも援助を要する点は多く、また、研究の対象としても興味あるところであるが、特にサイゴン大学医学部における医学教育の面にも協力の余地が非常に多いように思う。

(4) 今回の日本政府のヴェトナム医療協力には軍事援助的な内容は全くない。

終りにこの調査にあたり御協力、御指導賜つた在サイゴン日本大使館、高橋大使、武藤参事官、川口書記官、大使館員一同に対し感謝の意を表します。

別表 1. サイゴン市内主要8病院の医療従事人員数（1965年グワイエトナム共和国厚生省）

病 院 名	ベ ット 数	医 師	齒 科 医 師	薬 劑 師	医 療 幹 事	助 産 婦	検 査 助 手	看 護 婦	薬 劑 助 手	看 護 助 手	看 護 助 手 (臨 時)	計
Binh-Dan	350	6	1	1	10		5	96	5	13		137
Cho-Ray	1,120	24	1	2	15		10	150	8	26	2	238
Cho-Quan	741	5		1	8		2	34	4	8		62
Hong-Bang	487	10		1	8		7	68	5	28		127
Nhi-Dang	243	12	1	1	12	3	2	72	6	29	8	146
Saigon	250	13	2		16		4	45	4	16	2	102
Haug-Vuons ※	244	9		1	1	62	4	7	4	1		89
Tu-Du ※	411	12		1	2	84	6	8	5	1		119
計	3,846	91	5	8	72	149	40	480	41	122	12	1,020

(※印は産院)

$$\frac{\text{ベット数}}{\text{医 師}} = 42.3$$

$$\frac{\text{ベット数}}{\text{看護婦}} = 8.0$$

別表 2.

ヴェトナム共和国における最近2ヶ年間の主なる伝染性疾患  
(ヴェトナム共和国厚生省)

病 名	1964年	1965年	計
肺 結 核	20,215(204)	21,574(214)	41,789(418)
コ レ ラ	20,202(866)	6,134( 63)	26,336(929)
バ ス ト	290( 49)	4,453(253)	4,734(302)
ア 赤 痢	7,282( 5)	2,739( 2)	10,021( 7)
腸 炎	2,151( 67)	3,321( 70)	5,472(137)
ポ リ オ	325( 10)	327( 7)	652( 17)
レ ブ ラ	881( 4)	1,078( 34)	1,959( 38)
脳 炎	220( 30)	265( 42)	485( 72)
破 傷 風	150( 53)	176( 65)	326(118)
マ ラ リ ア	13,728( 24)	16,982( 21)	30,710( 45)
狂 犬 病	709( 5)	779( 9)	1,488( 14)
Hemorrhagic Fever	1,043(177)	225( 39)	1,268(216)

( ) 内は死亡数

別表 3.

ウイエトナム共和国及びサイゴン市における1964年度の  
死因別死亡数

	ウイエトナム共和国	サイゴン市
A 群	2,874	1,309
B 群	730	326
C 群	1,510	1,054
D 群	1,868	643
E 群	1,536	814

A > D > E > C > B

A > C > E > D > B

日本における死因別死亡数（昭和10年～昭和39年）順位

（厚生省の指標、特集、国民衛生の動向、昭和40年より）

昭和10年	A > B > E > C > D
" 25 "	A > B > E > C > D
" 30 "	B > A > E > D > C
" 35 "	B > E > A > D > C
" 39 "	B > E > A > D > C

- A 群 : 伝染病、寄生虫、炎症性疾患（新生児肺炎、下痢を含む）  
 B 群 : 新生物、中枢神経系の血管損傷、高血圧、老衰等（老人病）  
 C 群 : 妊娠、分娩に関係した母子の疾患  
 D 群 : 不慮の事故、自殺、他殺等  
 E 群 : その他の全死因

別表 4.

## 外国医療団派遣状況

2月7日現在

グイエトナム共和国厚生省より入手

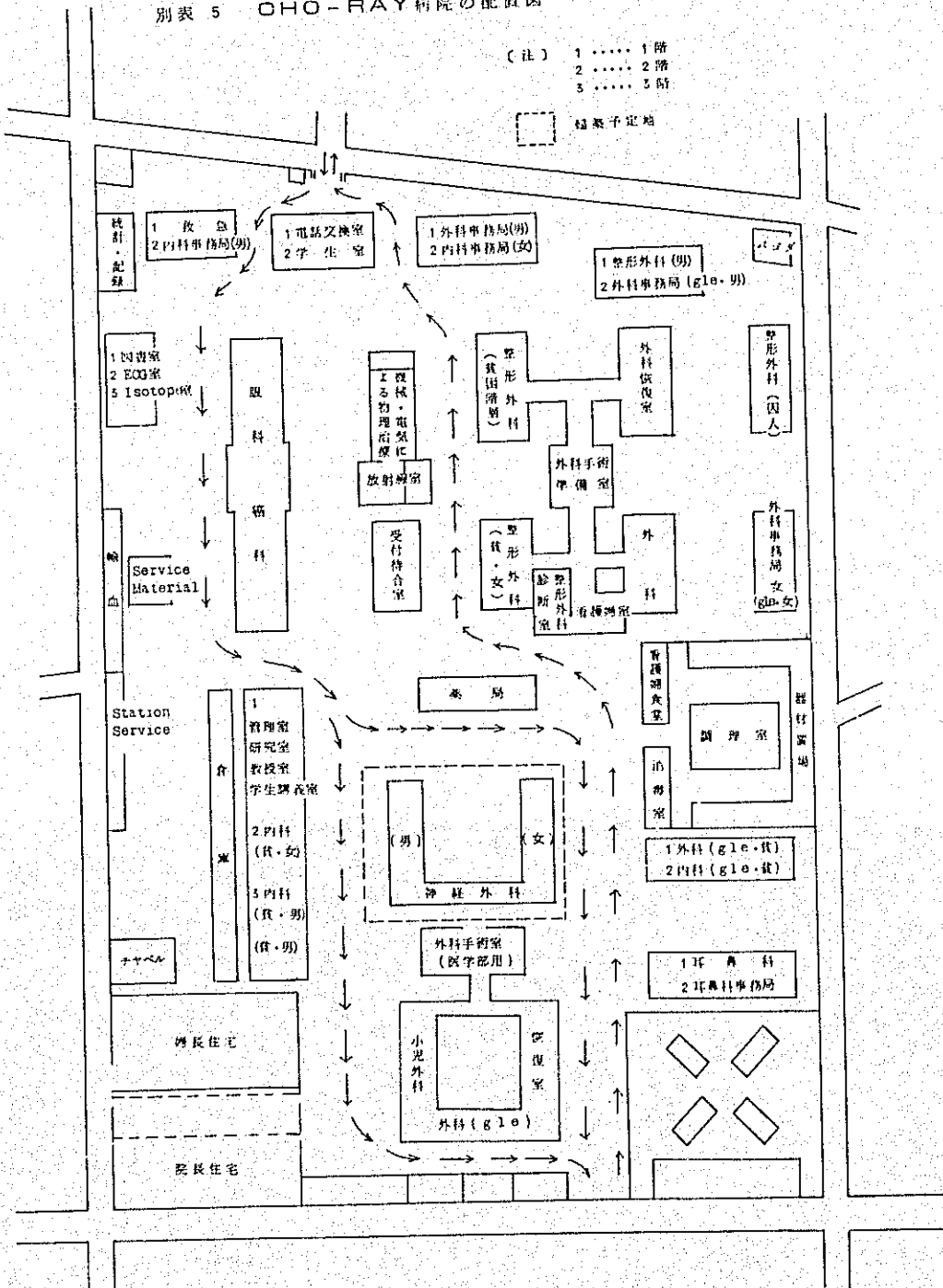
配置先病院	グイエトナム人医師	外国人医師	外国人補助員	国名
Vinh-Binh	5	3	13	米 軍
Bac-Lieu	3	4	12	"
Binh-Long	0	3	13	"
Quang-Ngai	4	4	11	"
Quang-Tri	6	3	12	"
○Plei Ru	4	4	12	"
○Pnong-Dinh	8	3	9	米 国
Kien-Giang	4	2	5	"
○Nha-Trang	5	2	8	"
○Da-Nang	10	1	7	"
Binh-Duong	3	2	4	フィリピン
○Dinh-Tuong	5	2	5	"
Tay-Ninh	3	1	4	"
Kontum	2	2	4	"
○Qui-Nhon	5	2	4	ニュージーランド
Pham-Thiet	3	3	7	中華民国
Bien-Hoa	2	2	7	オーストラリア
An-Giang	5	2	8	"
Cho-Quan (Saigon)	5	3	6	イタリア
Kien-Hoa	3	3	17	イラン
<p>※ その他、ダラットにフランス人医師がいる。</p> <p>○印は総合病院計画進行中のもの。</p>				



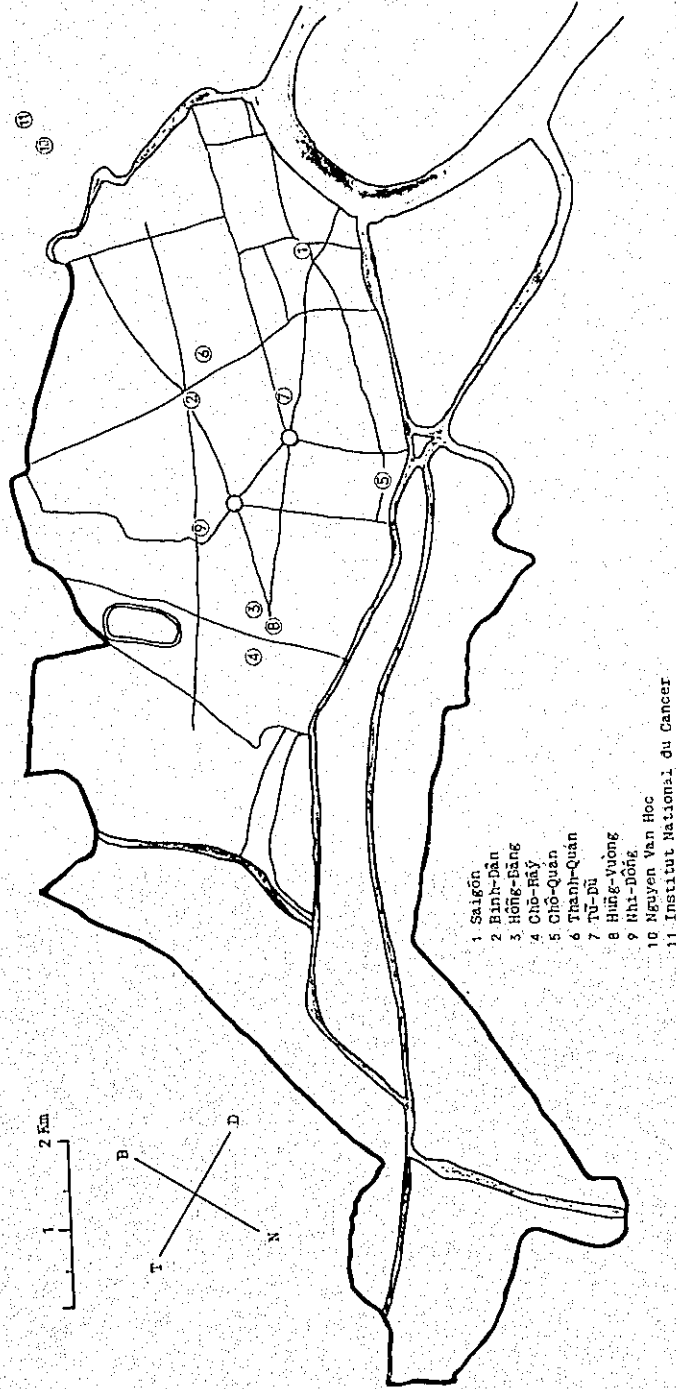
別表 5 CHO-RAY 病院の配置図

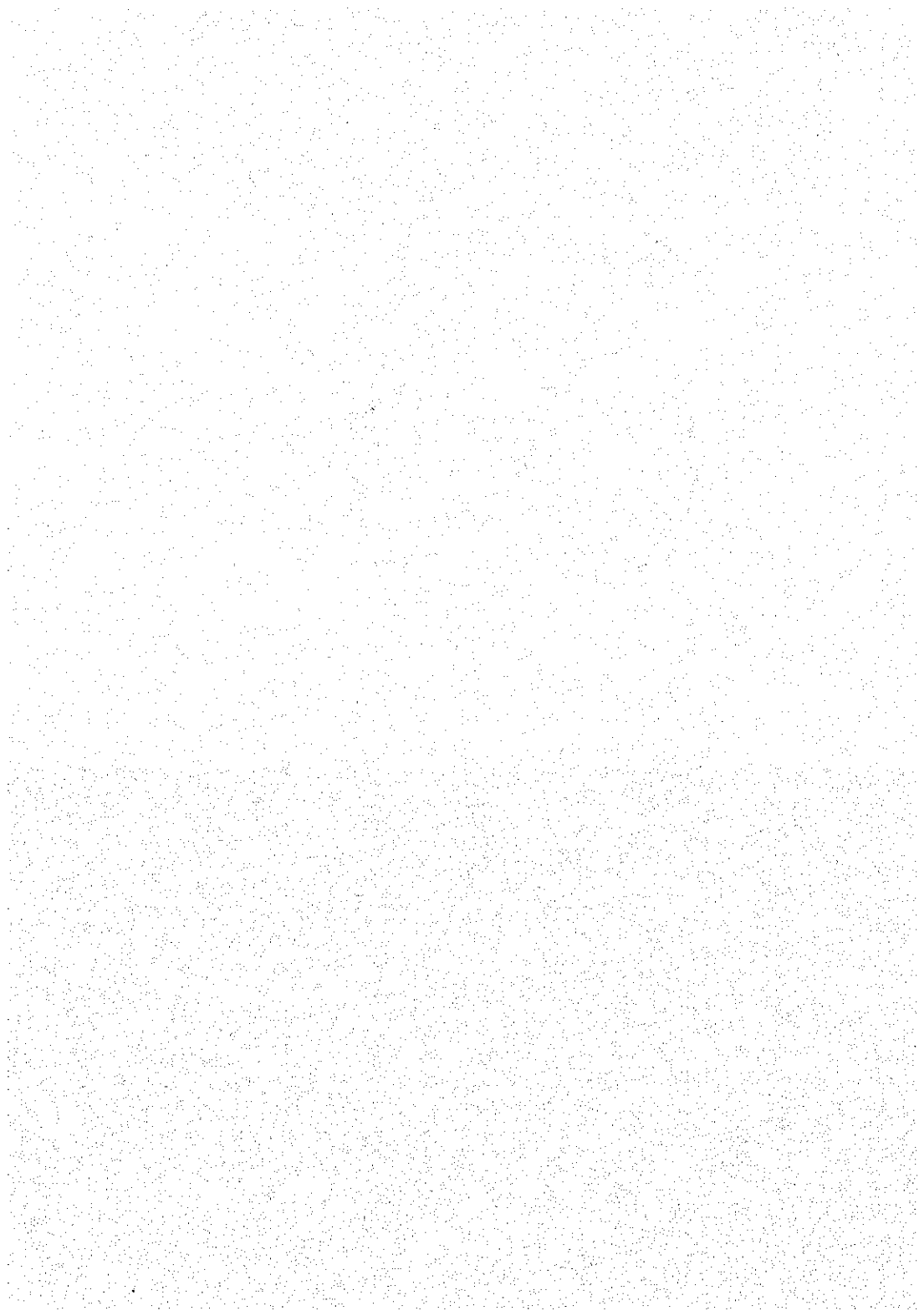
(注) 1 ..... 1階  
2 ..... 2階  
3 ..... 3階

□ ..... 植木予定地



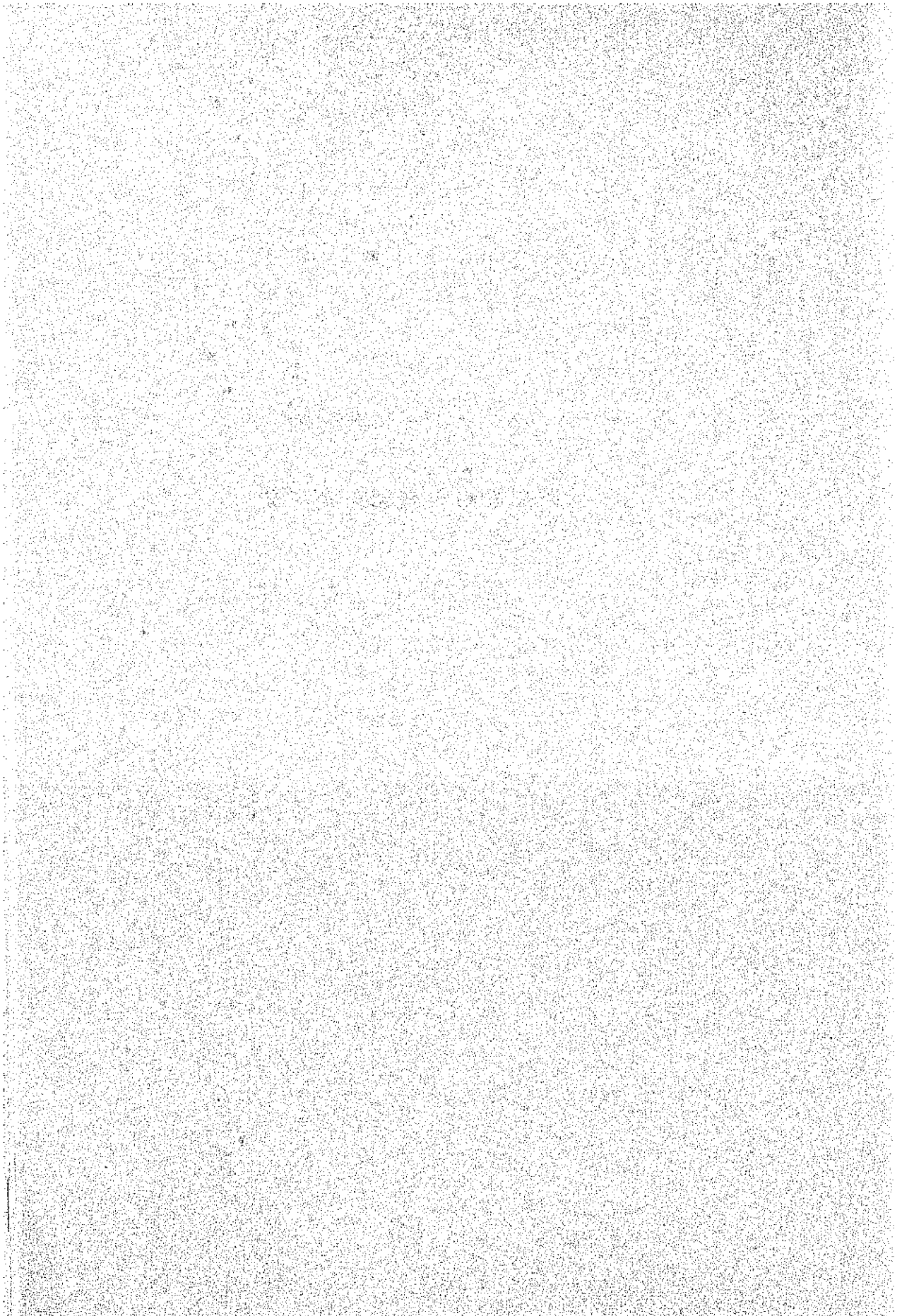
SAIGON 市内主要病院配置图





ヴェトナム共和国

医療協力実施調査報告書



## I 日 程

小川は6月4日から6月22日まで、山田は6月4日より6月24日まで、ヴェトナム共和国へ出張し下記の日程で調査を行なった。

6月4日(土)	サイゴン市到着		
6日(月)	日本大使館、厚生省にて打合せ		
7日(火)	チョウライ病院にて打合せ		
8日(水)	日本大使館にて現地日本商社より建築事情聴取		
9日(木)	日本大使館にて打合せ		
	(小川)		(山田)
10日(金)	ブノンベン到着		商社より事情聴取
11日(土)	医療センター打合せ		Cho-Ray 病院 建築調査
12日(日)	.		.
13日(月)	厚生省		ブノンベン到着
14日(火)	日本大使館		日本大使館
15日(水)	.		医療センター
16日(木)	整 理		.
17日(金)	日本大使館		現地商社日綿実業より事情聴取
18日(土)	ブノンベンよりサイゴン着		三井物産より事情聴取
19日(日)	整 理		ブノンベン ソ連友好病院見学
20日(月)	厚生省		ブノンベンよりサイゴン着
21日(火)	Cho-Ray 病院		Cho-Ray 病院
22日(水)	帰 国		整 理
23日(木)			.
24日(金)			帰 国

## II. Cho-Ray 病院整備について

### 1. 全般的事項

- (1) 脳神経外科診療棟（建坪 170 坪）を新築する。
- (2) 日本人医員チーム専用住宅は院長住宅敷地内 340 坪を利用し、世帯用、独身用（6 人）各一戸建坪計 130 坪を新築する。

### 2. 具体的事項

- (1) 脳神経外科診療棟は 2 階建とし、診療 X 線検査、材料、消毒、更衣、恢復、手術、医長、医局コンファレンス、事務等の室及び病室（初年度 20 床、二年度 30 床）を設ける。
- (2) 日本人専用住宅の世帯用は団長家族に、独身用は団員に充当される。なお住宅完成まで、所長は民家を借り、団員は政府提供のアパートに住む。
- (3) 日本人専用住宅附属のガレージ、メイド住宅、物置等新設する。
- (4) 工事中の事務室、資材倉庫は病院内、既設建物を利用する。
- (5) 下水道、上水道、電気は既設のものを利用する。
- (6) 建築材料、附帯設備品は必ず日本からもっていき、構造用資材（砂利、煉瓦、瓦、ブロック等）、家具備品、木材等は現地調達の方がよいと思われる。

### 3. 建築関係

#### 1. まえがき

サイゴン市チョウライ病院敷地内に脳神経外科病棟（延約 170 坪）、団長用住宅一棟並びに独身医師と看護婦用の独身寮一棟（計坪 130 坪）、合計約 300 坪を建設する為の現地調査が目的で、調査内容は次の諸点に重点を置いた。

- 1) サイゴン市内の建設関係一般事情調査。
- 2) 当該建物の位置決定、規模の確認。
- 3) 建築用資材の市場価格、労務費等調査。
- 4) 現地建設業者、商社に対する質疑応答。
- 5) 現地で現在進行中の建築工事の現況調査と、代表的な建物による建築内容の検討。

#### 2. 調査日程

- 6月 4日（土） 羽田発サイゴン着。（AF機）
- 6月 5日（日） 仏教大学増築工事現場並びに大使館員邸調査。
- 6月 6日（月） 日本大使館挨拶と調査日程打合。グイエトナム厚生省挨拶。
- 6月 7日（火） チョーライ病院関係者に挨拶。派遣医師住宅の候補地二箇所調査。脳外

科病棟の位置について意見交換。再度チャーライ病院を訪ずれ、医師住宅用候補地として院長住宅内敷地の実測。厚生省訪問、工事中の厚生省新館の調査。

- 6月8日(水) 三井物産、大南公司より建築事情を聴取。チャーライ病院脳外科病棟予定地の実測。
- 6月9日(木) チャーライ病院内既設設備関係の調査。大使館で中間報告。
- 6月10日(金) 間組、本洲製紙より建築事情を聴取。本日までの調査整理。
- 6月11日(土) 青年仏教徒本部、行政大学の建物調査。チャーライ病院内整形外科手術棟調査。
- 6月12日(日) 整理。大使館員邸二箇所調査。
- 6月13日(月) ナイゴンよりブノンペンに向け出発。
- 6月20日(月) ブノンペンよりサイゴン着。大使館でチャーライ病院の事情再検討。カンボディア出張中に脳外科病棟の規模内容につきチャーライ病院側より若干の要望事項があったので、その対策討議。厚生省を訪問、既定方針のまま進める事を確認、敷地内における建築資材倉庫、事務所、作業場等の提供を申し入れる。
- 6月21日(火) チャーライ病院で院長と面談、脳外科病棟、医師住宅の位置、規模について意見交換、敷地内の建築資材倉庫、事務所、作業場等の貸与すべき建物を具体的に指定。
- 6月22日(水) 日本工営、東綿より建築事情聴取。
- 6月23日(木) チャーライ病院内に工事中の厨房、洗濯場建築工事現場で材料、労務賃金について直接調査。一般病棟の室内配管等調査。総督官邸工事現場調査。
- 6月24日(金) ショロン方面材料集積場調査。サイゴン発、羽田着。(A F機)。

3. 上記の日程を費し、当初の目的に対し以下の観察事項を得た。

3-(1) 一般建築事情

調査期間中特に気の付いた事は、先づ建設活動が緩慢な事である。その理由としては次の諸点があげられる。

(1) ヴィエトナム共和国が戦時態勢下にあること。



- (iii) 20才～30才の男子労務者が徴兵のため募集出来ないので作業能力が低下している。
- (iii) 建設資材のあるものは、統制割当てのため入手困難である。
- (iv) 米国施設の拡充等のため大量のドルが放出され、労務者はその方面に流れる傾向にある。
- (v) 輸入貨物の陸揚げに要する期間が長期にわたり、輸入建設資材の入手を困難にしている。
- (vi) インフレ下で物価が安定していない。

これらの事情が建設活動を鈍らせている。

### 3-(2) チョウライ病院敷地内の各建物の位置の決定。

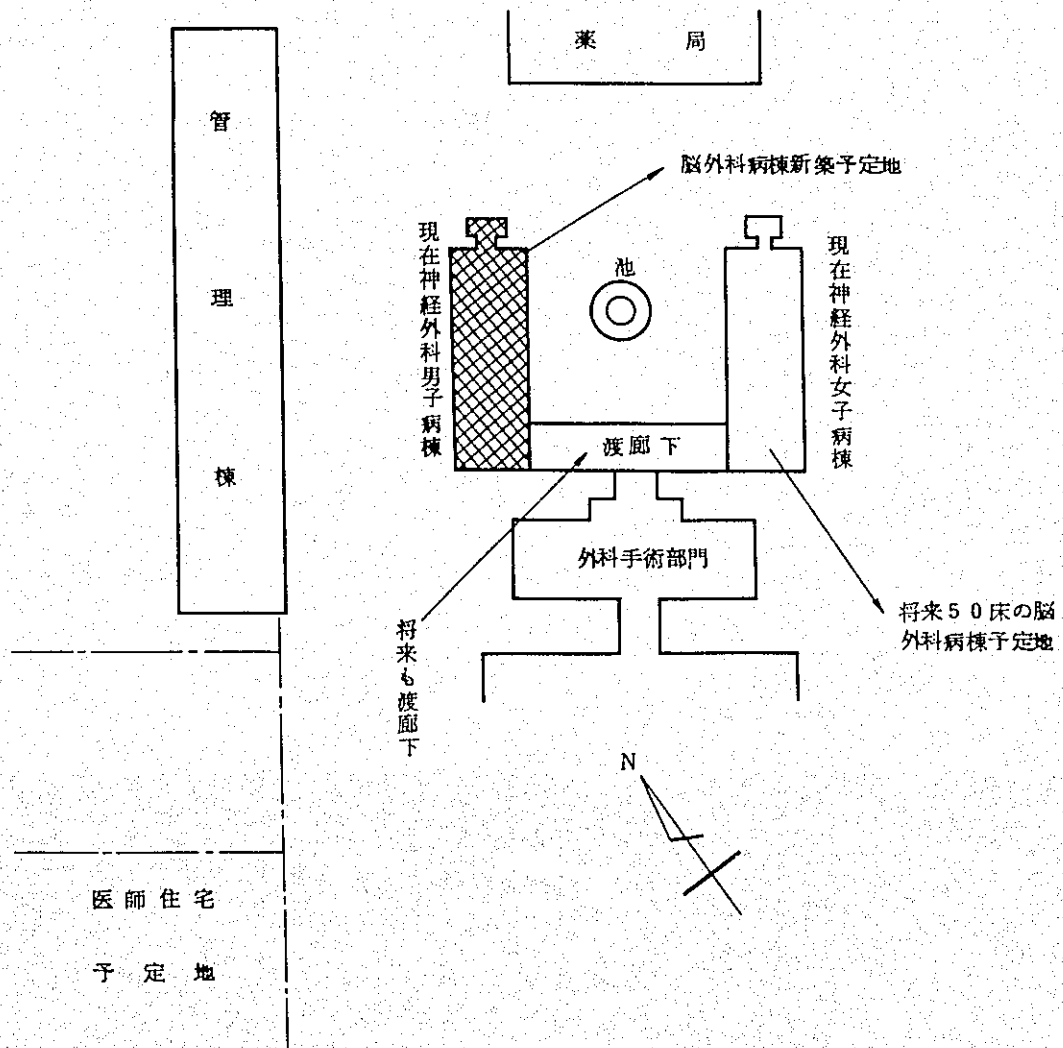
出発前から、脳外科病棟の位置については、既に前回の予備調査によって予定していたことを再確認したにとどまる。ただし引き続き医療協力計画が進められる事を前提として現在の神経外科男女病棟の位置に次のように配置する。

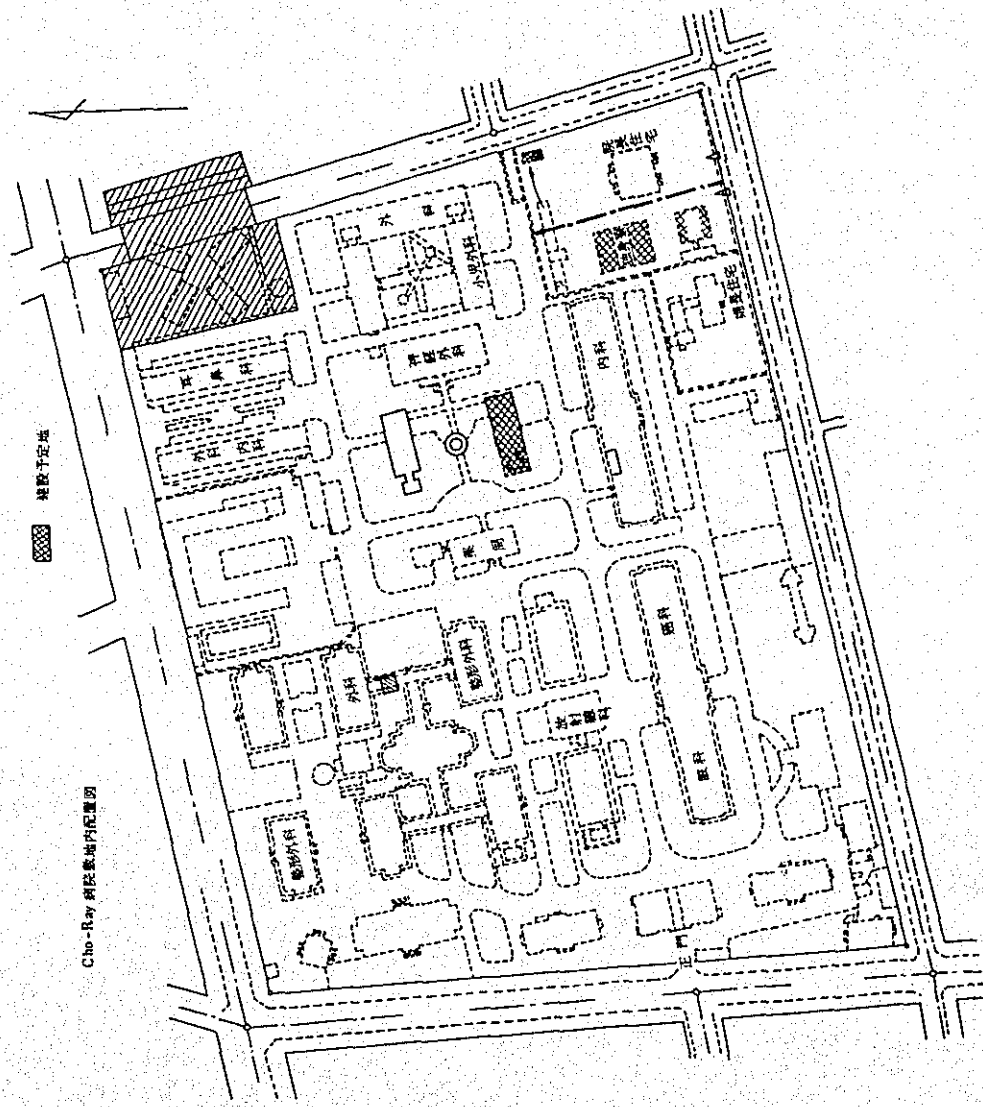
医師住宅に就ては、候補地が二つあり、一つは病院敷地外であるが、人車の往來の多い角地でチョウライ病院現地人医師住宅と屍室を含む敷地に隣接し騒音も激しく環境的に難点があるため不適當である。もう一つは病院敷地内の一角、現在院長邸のある敷地であるが、周囲は塙に囲まれ、特に樹木多く、病院の敷地内とは思われぬ程に隣接諸病棟と隔離されている感を与える。敷地面積  $62.40\text{ m} \times 17.80\text{ m} = 1100\text{ m}^2$  (335坪)の中に団長用住宅一棟、独身者寮一棟、合計約130坪を建て、独身者寮に附屬して、必要とするガレージ、女中室、倉庫等が既に院長邸用のものがあるのでこれを利用し、その代り院長邸用の女中室、洗濯場程度の小規模のものを新しく院長邸側に造る方針をとれば、邸宅配置として不満を感じる程のものではない。外部との出入は、静かな並木道に対し環境もよろしい。従って他に更に敷地を求めるよりは、この敷地を利用する方が有利と判断し、この地を住宅用地と決定した。

### 3-(3) 建物の規模内容の確認

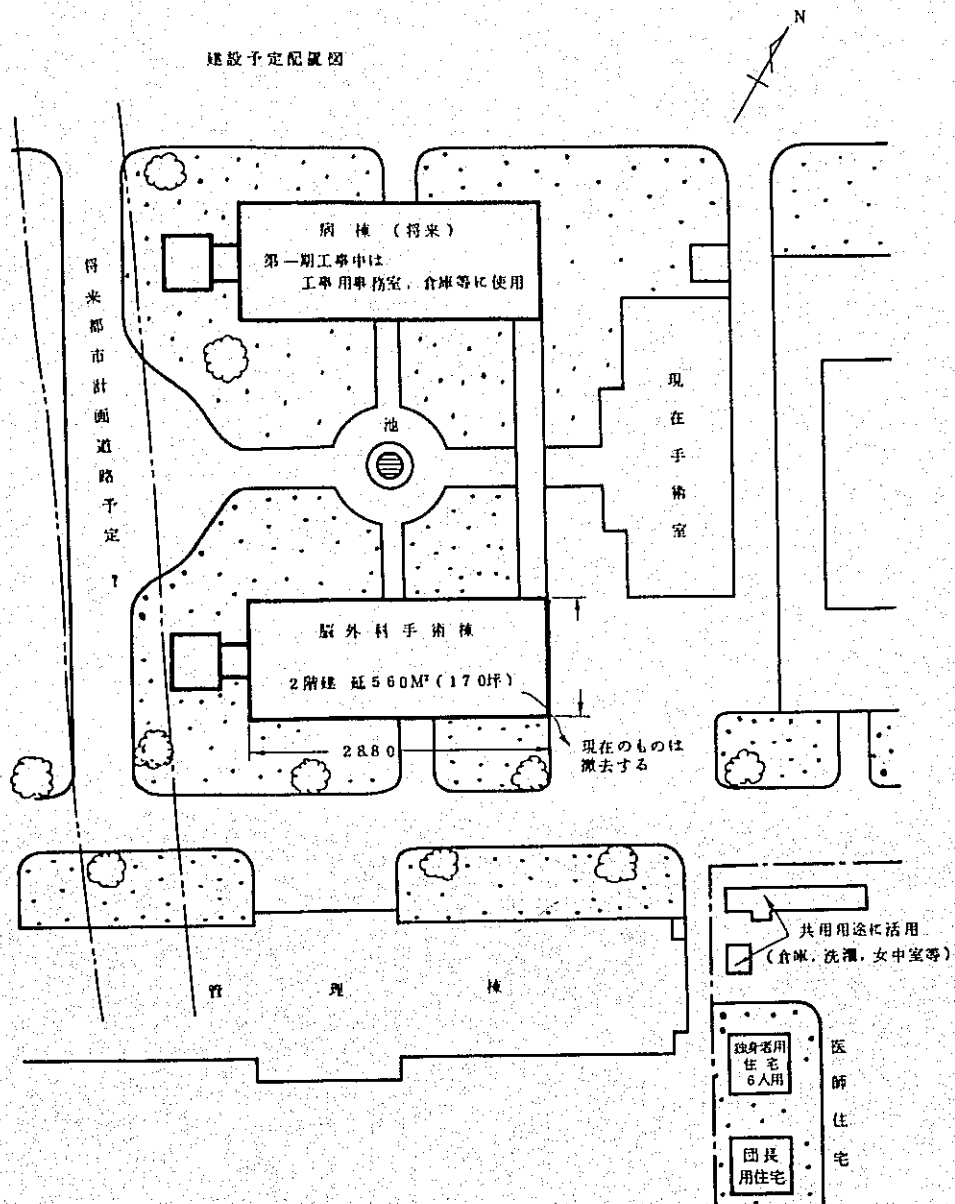
1) 脳外科病棟は、2階建鉄筋コンクリート造とし、現地産煉瓦を用いたカーテンウォール形式とするのが妥當と思う。一階には、手術室、検査室、恢復室、診療室、機械室、管理室の一部、二階は管理室、病室等に大別する。屋根は、現地産の瓦で葺いて外観はフランス植民地風にする方が、防暑防熱を兼ね、敷地内の雰囲気にも合致すると思う。予算的にもそうなる可能性が強い。延面積は170坪の予定ではあるが多少増加の可能性あり。これも予算上余り超過を許す訳には行かない。

将来50床病棟が完成の際には、渡廊下で連絡させる。

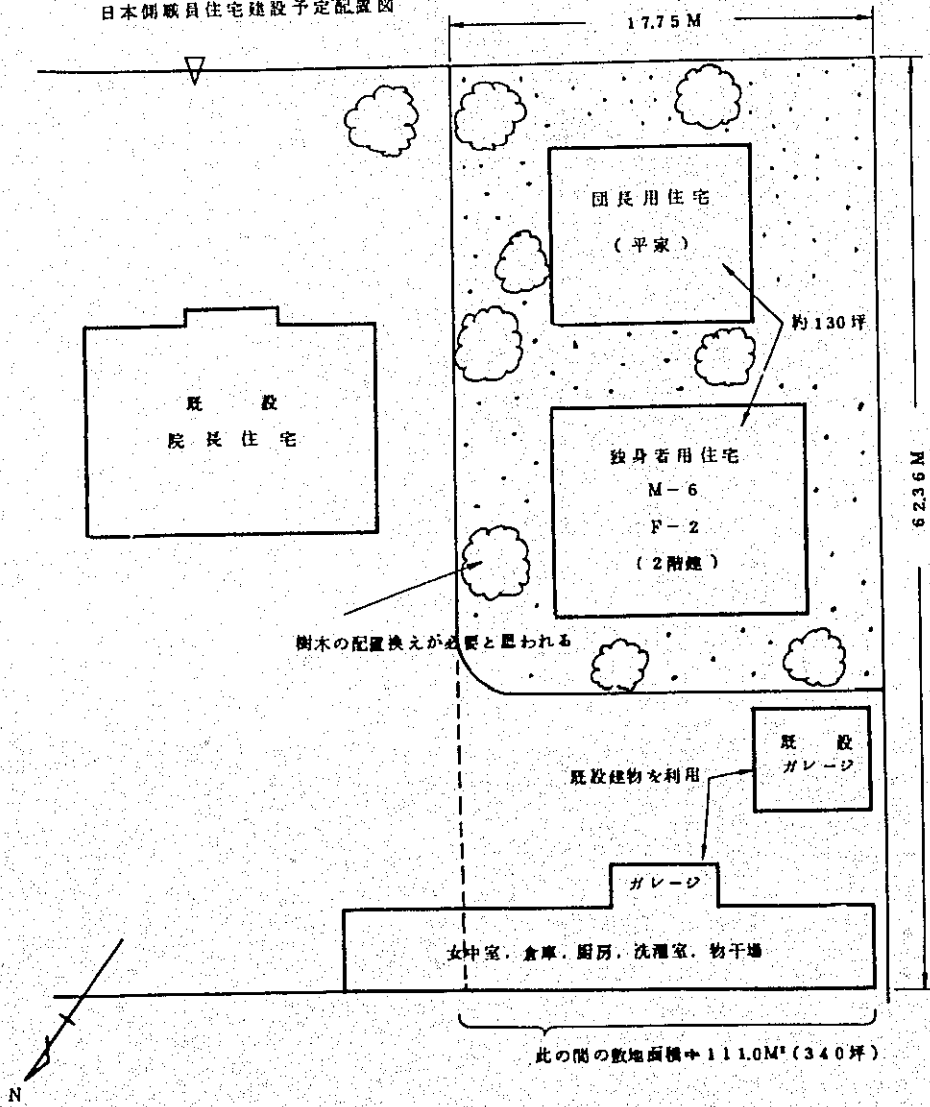




建設予定配置図

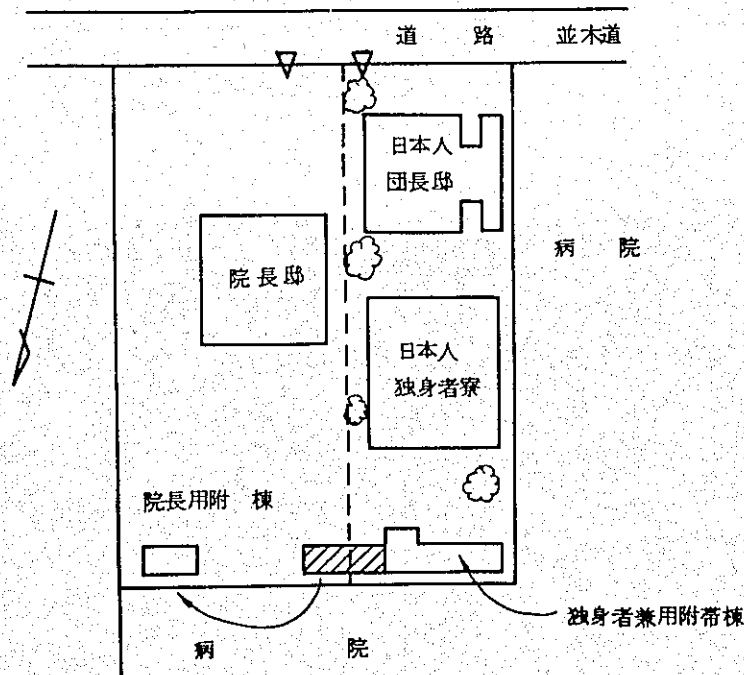


日本側職員住宅建設予定配置図



- 2) 団長用住宅は、現地風或はバンガロー風を採用し、ゆったりとしたものにしたい。現地の慣行通り女中室、浴室、厨房、倉庫等は別棟にまとめるべきであろう。平家建現地産煉瓦造とし必要あれば鉄筋コンクリートのカーテンウォール形式とする。
- 3) 独身者寮は、鉄筋コンクリート二階建現地産煉瓦カーテン・ウォールとし、敷地内にある大樹をなるべく保存する様にしたい。詳細は未考慮であるが、男子医師4名、看護婦2名が適当に隔離され、しかも一体という構想が一般的であろう。附属する女中室、倉庫、洗濯室、浴室、厨房、ガレージ等は規模が大きいのので、現在院長邸用として在るものを利用し、これに設備を入れ使用する。院長邸用には、女中室、洗濯室程度の小規模のものを新設の方が経済的である。
- 4) 空気調整については、現地病院側よりも特に関心のある事を示していたが、日本内地で我々が考える空気調整とは一寸違うようであり、これは、現地の気候条件が日本と異なるために生じたものである。

手術関係で特に主張されるのは、手術時の発汗を止める程度の冷気の導入と、新空気の流入で、温湿度のバランスが日本程甚しくなく、わりあい一定しているので複雑さは



ない。極端な言い方をすれば通風のきく天井の高い、広い大室で扇風機がまわっていればかえって好適とさえ思われる。X線、検査等の部屋はワインディア式の簡単なもので、室内空気がよく動いてくれればよい。住宅の冷房施設は、建物がよく設計されておれば特に必要とする程のものではない。又住む方にも問題がある。日本国土内の生活様式と、個人の生活様式を、ある程度は現地に適合させるよう自覚する事も肝要で、住宅をなんでもかんでも冷房する事はナンセンスである。その対策は

① 家屋構造の選定

② 特に屋根、ガラリ、窓、ベランダ、天井の高さ、扇風機の位置等に留意する。

但し、予備的な部屋を設け、これに冷房装置を施し、休養室等に利用するのも一つの態である。

5) その他の附帯設備については、病棟は敷地内の主配管より連絡し、手術部門には小型発電機を予備に設ける。住宅にも出来ればある方がよい。これは、サイゴン市の電力事情が悪い事、したがって病院全般としても電力事情には発電機を持っているものの不安があるからである。住宅は、電気、給水等すべて市供給のものを使用し、病院自体の設備を使用しない事が必要である。

3-(4) 建築用資材の市場価格と労務賃金の調査は次表による。

3-(5) チョーライ病院内脳神経外科病棟並びに住宅建設予算について

前項の資料により、略建設費の概算を算出し得るに至った。概略予算作成上、要点のつかみ方として工事の流れ方を二系統に大別して考えた。

(A)-(1) 1966年6月現在のサイゴン市場価格において総てを現地調達の場合の建設費の算定。(現地人の建設業者が施工するものとする。)

(2) 前項に日本の総合建設業者が、日本で入札して現地建設業者(建築附帯設備分割発注も可)に下請させる場合の間接費の加算。

(B)-(1) 特に現地において入手困難、或は日本より持ち込んだ方が有利なものを、輸出品として商社の手を通じて建設現場まで輸送させる価格の算定と、商社側の間接費算定。


(2) 前項において、輸出すべき品目に対する関税等の特に免除を認められるものに対する調整。

(3) (A)と同様に現地で特に調達すべき材料を限定して、現地建設業者に下請けさせる建設費の算定。

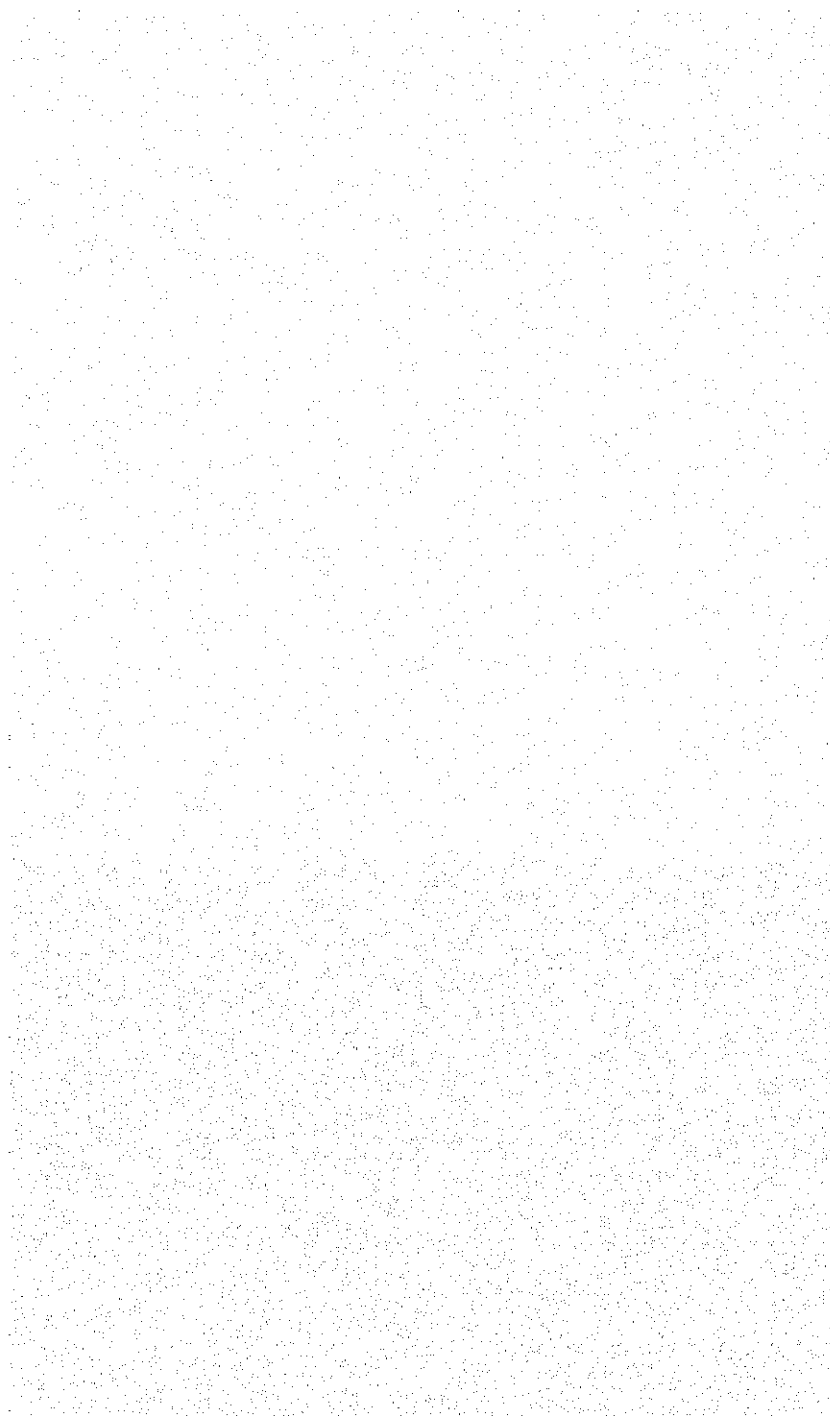
(4) 直接契約者としての日本総合業者の間接費の算定。

建築用資材単価表

原則としてサイゴン市CHO-RAY病院敷地内倉庫渡し価格 1967年6月現在 単位 VN\$ (Piaster)

名	称	用	途	単	位	大南公司	三井物産	問	組	東	緯	日本工営	日本にお	備	考	
1	木	材	足場丸太	M <sup>3</sup>	8500	12000	48-35M <sup>45</sup>						10000			
			コンクリート仮幹用	・	7500	12000	8500							25000		
			小屋材 屋根下地材	・	10000	12000	8500							30000		
			建具材	・	10000	12000	8500									1 m × 2 m × 4 mm
2	丸	鉄	ベンヤ板	枚	450	300	700									
			6φ	t	40000	35000	25000							36000		
			13 (14) φ	・	40000	35000	22000							33000		
			16 φ	・	35000	35000	22000							32000		
3	山	型	鋼	・	35000	35000	22000						32000			
			L 25×25	・	25000		38000						37000	入手困難 (問組)		
			L 30×30	・	25000		38000						37000			
4	砂	利	コンクリート用	M <sup>3</sup>	260	2000	1300						1900	砕石		
			L 45×45	・	25000		38000						35000			
5	砂			M <sup>3</sup>	250	250	250						1500			
6	セメント		ポルトランドF50	袋	200	220	250						320	工場渡し		
7	瓦	材	ウロコ瓦	枚	14	25	250/M <sup>2</sup>								間組はM <sup>2</sup> 当り	
			平型	・	14	-	-									
			フランス瓦	・	14	1.5	220/M <sup>2</sup>									
			日本のセメント瓦に類似のもの	・	15	1.5	220/M <sup>2</sup>									
8	煉瓦	中	100×200×50	個	1.7	2.0	160/M <sup>2</sup>									
			100×100×200	・	2.7	2.0	260/M <sup>2</sup>									
			50×100×200	・	-	-	260/M <sup>2</sup>								1 個 2peaster が市価	
9	コンクリート	ブロック製品		・	10	-	310/M <sup>2</sup>									
			400×400×40													
10	タイル	床用	半磁器タイル	枚	1H25枚	12	110×110	460							200×200×20 mm	
			床用クリンカータイル		-	-	150×150	920						32		
11	ガラス	並	並厚 3mm	M <sup>2</sup>	-	400	330									
			並厚 5mm	・	-	-	660									
12	排水用	陶管	1 Mモノ	個	-	-	-									
			コンクリート管		φ300	150	φ300	270							φ200-170P φ420-400P φ350-320P φ500-520P	

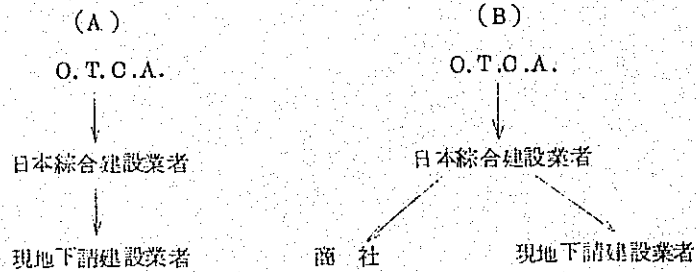




建築工事用労働者賃金

職種	大南公司	三井物産	間組	日本工営	東 郷	日本国内	摘 要
1 大工	250	280	200-250	120	350	1850 <sup>円</sup>	(1) 8時間/日 労務時間
2 土 工	-	120	80-120	56-70		1460	7.30-12.00
3 屋根工	250	280	200-250	120		2400	14.30-18.00
4 コンクリート工	300	310	250-350	140		1720	(2) 20-30才男子
5 煉瓦工	-	330	250-300	140	350	2160	労務者は募集困難
6 建具工	250	280	200-250	110		1980	(3) 高枚卒も募集困難
7 タイル工	300	330	250-300	110		2160	(4) 上記の労務者は外国人業者では募集困難
8 左 官	300	330	250-300	140		2480	(5) 参掛方式をとっており下請に一式渡すよりである
9 塗 装 工	220	330	200-250	120		1850	(6) 労働基準法あり
10 一般雑役人夫	120	120	80-120	75		1400	(7) 能率は日本人100として60-70と言う人もあるが35-50程度である
11 防 水 工	400	330	250-300	140		1730	あるう
12 家 具 工	300	280	200-250	130		-	
13 宅 工	250	330	250-300	140		2270	
14 配 管 工	400	310	200-300	110		1940	
15 飯 金 工	270	280	200-250	120		2050	

系統的に表示すると、次の通りとなる。



(材料、労務費、仮設一式) (輸出材料取扱) (現地材料、労務費、仮設一式)

上記 (B) を仮想して概略予算を算出するが、3-(4)の表を基本とし極めて大づかみに単位面積当りの価格を推定して作成したものである。但し設計完了の過程で、資料整備の上再検討を加える必要があり、その時期は8月下旬と考える。次に概略工費の算定を示す。

(A) 現地風平家建  $5000P/M^2 \doteq 50,000 \text{円} / 3.3 M^2$

(B) 現地風二階建  $8000P/M^2 \doteq 80,000 \text{円} / 3.3 M^2$

上表に附帯設備費を加算する。

(A) 平家建  $50,000 + 50,000 = 100,000 \text{円} / 3.3 M^2$

(B) 二階建  $80,000 + 80,000 = 160,000 \text{円} / 3.3 M^2$

ただし (B) は病院の附帯設備単価である。更に上表単価に外地工事の危険負担、材料輸入上の手数料等間接費を見込み50~100%を加算する。

(A) 平家建  $100,000 \times 150\% \sim 200\% = 150,000 \sim 200,000 \text{円} / 3.3 M^2$

(B) 二階建  $160,000 \times 150\% \sim 200\% = 240,000 \sim 320,000 \text{円} / 3.3 M^2$

上記の単価でチョーライ病院の概略工費を算出すると

(イ) 住宅(団長用)  $200,000 \times 45 = 9,000,000 \text{円}$

(ロ) (独身者寮)  $280,000 \times 75 = 21,000,000 \text{円}$

(ハ) (附属棟)  $160,000 \times 20 = 3,200,000 \text{円}$

(ニ) 病棟 ( $\frac{170 \times 1.1 = 190}{10\% \text{の余裕をみる}}$ )  $320,000 \times 190 = 60,800,000 \text{円}$

(小計) (94,000,000円)

（ホ） 既設取壊し（片付けはヴィエトナム側）	1,500,000円
（ヘ） 場内片付け整理	1,500,000円
（ト） 既設との接合費（附帯設備）	3,000,000円
（チ） 病棟家具備品、住宅共	3,000,000円
（小 計）	(9,000,000円)
（リ） 現場監理用技術者現地旅費	1,500,000円
（ヌ） 通 信 費	500,000円
（小 計）	(2,000,000円)
合 計	105,000,000円

但し上記の金額工事に直接関係あるものばかり計上した。設計報酬は含まない。尚上記105,000,000円の他に設計変更或は多少の物価変動に対する予備費を計上すべきである。

仮りに10%見込めば次の通りとなる。

建設費総額  $105,000,000 \times 1.1 = 115,500,000$  円

### 3-(6) 今後の建設計画の進め方

1) 現地調査に始まり基本計画実施計画完了までと実際工事に着手し得る最も短期間に推進し得る場合の工程表を示す。

昭 和 4 1 年						昭 和 4 2 年			
6 月	7	8	9	10	11	12	1	2	3
現 地 調 査	基 本 設 計 ( 設 計 打 合 )	実 施 設 計 ( 予 算 再 検 討 )	実 施 設 計 ( 完 了 ) ( 子 算 仕 様 書 等 )	入 業 者 決 定	資 材 決 定	→	→	現 地 工 事 着 手	→

## 2) 設計業務工程

上表の工程表に従い順次に今後の必要事項を略記する。

### (A) 予算作成上必要とする資料の入手と相手側に対する確認事項の整備

- (イ) 未着の日本工営、東綿に対し資料提出方督促する事。
- (ロ) 入札時に特に必要と思われる条項の整備。(本項が最も予算作成上重大な意義を有する)。以下各項。
  - (a) 本協力事業の特殊性を考慮して相手側政府が、日本建設業者の現地法人の資格を認める事。
  - (b) ヴィエトナム共和国に輸入する品目に対して免税措置を要請する事。
  - (c) その他ヴィエトナム共和国内法人税等に対する措置を明確にする事。
  - (d) 現地病院内の事務所倉庫作業場等貸与方の確認をとる事。
  - (e) 現地調達資材に対する確保方援助要請。
  - (f) 輸入資材の現地搬入までの援助要請。
  - (g) 現地労働者募集に対する援助要請。
  - (h) 敷地内の取壊し、資材の搬出に対するヴィエトナム側の協力方確認。
  - (i) 建物竣工後の管理所属箇所と引渡し後の手直し補修の為の保証期間の確認。
  - (j) 程度を越した物価高騰が生じた場合の措置。
  - (k) 現在オランダ政府が、ヴィエトナム政府に対して行なっている医療協力を日本と同じ様なケースで進めている模様であるが、その実態を前記諸項目に関して特に調査して参考に供し、少なくともオランダと同程度迄はヴィエトナム政府側の協力を期待出来る事を念頭に入れて、ヴィエトナム政府側と交渉すべきである。
  - (l) 建設に要する工事期間の確定。

上述の点は、早めにヴィエトナム政府あるいは日本大使館より確実に報告を得たい。

### (B) 基本設計上必要とする条件

- (イ) 日本側でチョーライ病院脳外科病棟の基本平面図を7月末日までにまとめる事。  
このためには、日本医師と随時、随所打合せが必要である。住宅においては、特に希望が多い事と思うが、やはり7月末日までに基本平面を決定する事。
- (ロ) 現地の気候、風土、慣行等に特に関心を払い設計する事。
- (ハ) 出来るだけ工期短縮を目的とした設計をする事。

(イ) 予算上の措置から、現地における工事規模の伸縮がいくらかでも可能なる様考慮する事。

(ロ) 特に地盤においては確実に調査を終った訳ではないので、この点については設計変更があり得る前提の下で予算の中をもつ事。

(ハ) 実施設計は、基本設計を完了してから約60日を要する。今回は予算作成業務が特に面倒だと思うが、9月末までには一切の設計が完了しなければならない。家具備品等も含む時は、これに要する設計図書はいくら遅れても良い。

### 3) 監理業務工程

前段までで設計図書が完備されると入札準備の段階に入る。先づこの工事が何如なる契約過程で実施されるかを推量しなければならない。既に説明した様に3-(5)の表を推定すべきであろう。カンボディアにおける医療センター拡充事業と異なり、ヴィエトナムの場合は現在戦時下で労務、資材両方面共に不安な情態にあるから、3-(5)記載表の(A)よりは(B)を採るべきであろう。資材面では現地で調達する砂、砂利、煉瓦、瓦或は木材をも含めてその他は附帯設備用のビス一本に至るまで日本より運搬して、資材を確保する必要がある。今後相当長期にわたって医療協力事業が続けられるものと考えられるので、輸出する日本製品特に設備関係の補修用の予備が必要な資材においては無駄が出なく、かつ好都合と思われる。

#### (A) 業者の指名

従って(B)と仮定するならば、OTCAとしては、日本総合建設業者の同列同級のものをA、B、C、D……と指名、もし必要あれば輸出品取扱商社も同級資格のものをA、B、C、D……と指名して入札参加させる事になる。この場合医療機材関係の取扱い商社の重り合いから複雑さが予想される。

(B) 次に今一つ考慮しなければならないのは、周囲の情勢ととにかく資材だけでも早めに輸出の形をとらねばならぬ事態に陥った時、OTCAが特定資材を現地提供の形をとる事になり、此の場合商社の比重が大となるのではなからうか、一考を要する点である。

(C) 入札より業者決定に要する時間は、入札時の説明事項(設計図書も含めて)が不備な程、多くかかる。前述の予算作成上確認すべき諸項は同時に入札時の情況説明事項でもある。これらの説明事項が整備されておれば、業者側よりの質疑に対し反問される事も少なく、円滑に行く可能性が多い。現地における現場説明の必要はないと思う



日本国特命全權大使



- (一) 日本人医療専門家に対してはコロンボプラン専門家と同様の待遇を与える。
  - (二) 日本人医療専門家の職務の善意の遂行に起因しその遂行中に発生し又はその他、その職務の遂行に関連する日本人医療専門家に対する請求が生じた場合には、その責任を負うこと。
  - (三) 日本政府が供与する機械器具医療品に対する免税及びその他の便宜を供与する。
  - (四) 診療棟宿舎の建築のために必要な機資材輸入に関し、輸入関税免除その他機資材の運搬に対する便宜供与。
  - (五) 建築工事の速やかな完成のため建築資材及び労働力の調達に関し出来る限りの便宜を与える。
- 四、両国政府はこの協力を成功裡に実施するため随時協議する。そのため委員会設置等必要な措置をとるものとする。
- 五、本取極は一九六六年 月 日に効力を生じ、三カ月間効力を有する。但し両国政府は双方のうちいずれか一方の要請に基づき本取極の期間を延長するために協議出来るものとする。
- 本使はこの書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認する貴大臣の返簡を両政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。
- 本使は以上を申し進めるに際しここに閣下に向って敬意を表します。

## 医療協力に関する日本国政府及びウイエットナム

### 共和国政府間の交換文書（案）

書簡をもって啓上いたします。

本使は日本国のウイエットナム共和国に対する医療協力に関する両国関係当局の最近の話し合に言及し日本国政府とウイエットナム共和国は医療協力をさらに強化する必要を認識し次のとおり合意することを提案する光榮を有します。

一、この医療協力の目的は次のとおりとする。

(一) 治療医学分野における医療技術の向上

(二) 医療従事者に対する技術指導

(三) 医学の学術的研究

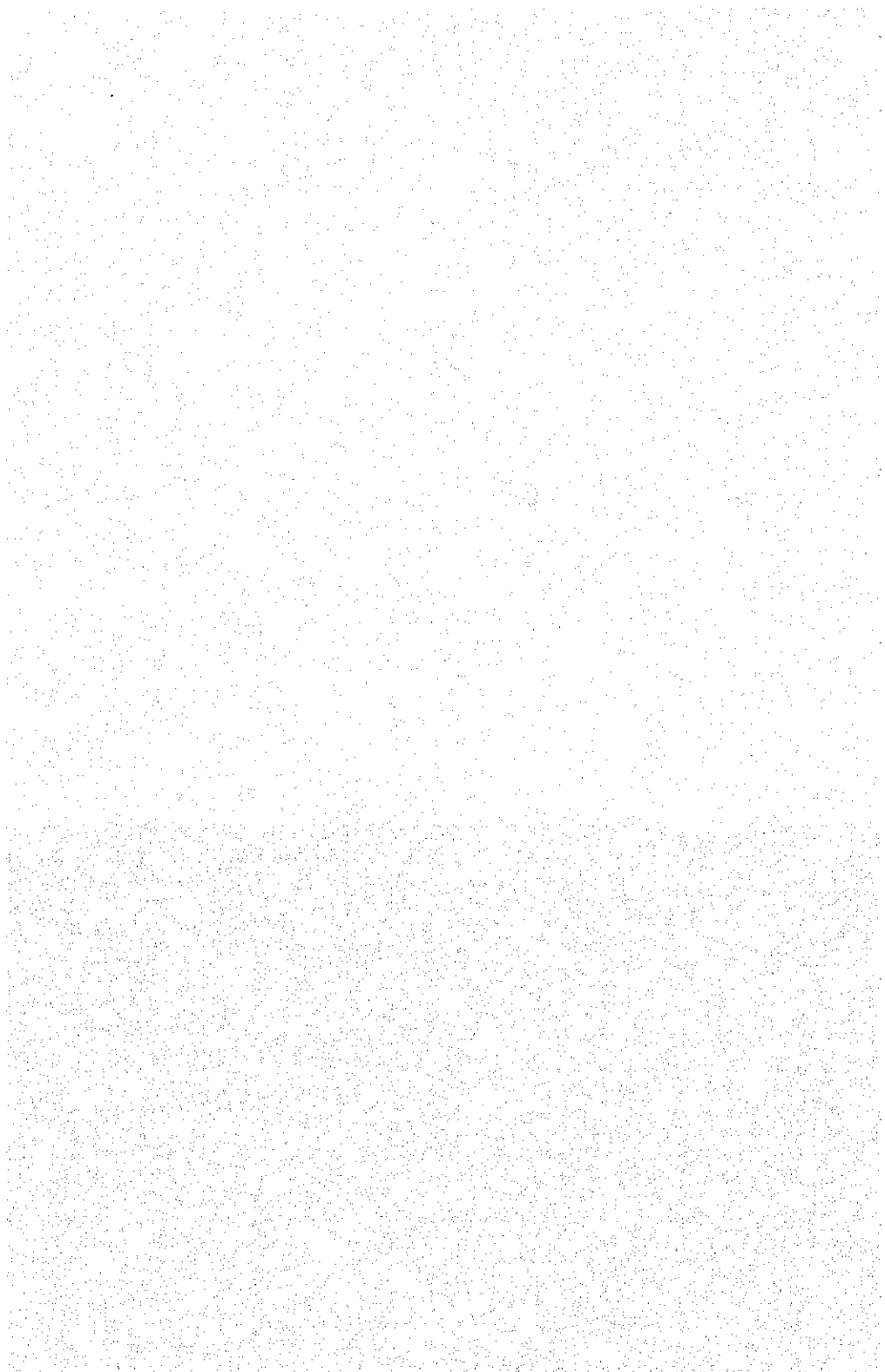
二、日本国政府は日本国内において施行されている法令に従い、次のことを行うものとする。

(一) コロンボ計画による医療専門家の派遣

(二) 医療、医学研究に必要な機械器具、医薬品の供与

(三) およびチョウライ病院の診療棟宿舍の建築を行なうに必要な資材役務等の供与

三、ウイエットナム共和国政府は次の措置をとるものとする。



ヴィエトナム共和国チョウライ病院

に対する医療協力調査報告書



## I 経 緯

(イ) アジア・アフリカ等開発途上にある国々に対するわが国よりの医療協力は、昭和37年7月当海外技術協力事業団が発足する以前よりコロポ計画等により医療専門家の派遣および巡回診療団の派遣等の技術協力を行っており事業団設立後も引き続きかかる協力を行なってきたところ、これら諸国におけるわが国に対する医療協力の要請がとみに高まり、当事業団は新たに昭和41年4月より医療協力室を設けこれら要請にこたえんものとしていたところ、昭和41年3月ベトナム政府カー厚生長官が本邦を訪れ、病院建設を含めた医療協力をわが国に要請した。

右要請を受けた政府は病院建設を中心とする医療協力を行なうこととし、当事業団は昭和41年4月予備調査団を派遣し現地の医療事情を調査せしめるとともに、更に同年6月調査団を派遣しベトナム政府関係機関と打合せを行なわれしめ、また外務省はベトナム政府とわが国よりの医療協力についての取極めを行なうべく折衝を重ねていた。

昭和42年6月10日、「日本国政府とベトナム共和国政府との間の医療協力に関する交換公文」がサイゴンにおいて中山大使とベトナム外務大臣との間において交換された。内容の概略はわが国より医療専門家等をコロポ計画により派遣すること、診断、治療及び医学研究に必要な機械、資材及び医薬品を供与すること、ベトナム人医療関係者をコロポ計画に従いわが国に受け入れること、神経外科病棟および医療協力のわく内で派遣される日本人専門家の宿舎をチョウライ病院敷地内に建設すること等である。

(ロ) 当事業団は上記に基づき外務省の委託を受け、昭和42年7月、神経外科診療棟等の建築工事に着手した。建築関係についてはわが国よりの協力はベトナムチョウライ病院敷地内に脳神経外科診療棟および病床棟の建築とともに宿舎4戸分を建築する構想で始まった。

本建築は第一期工事と第二期工事とに分けられており、第一期工事は診療棟および宿舎二戸分、第二期工事は病床棟および残りの宿舎二戸分等の建築である。

第一期工事は昭和42年7月着工、建築途中現地情勢悪化の事態も生じたが昭和43年6月末竣工した。第二期工事は本調査団の報告に基づき可及的速やかに行なわれる方針である。

## Ⅱ 調査目的

本件調査団の目的は次の二つに分けられる。

第一は、チョウライ病院に対する医療協力のうち第二期工事を進めるにあたっての現地情勢および物価状況等の調査をすること。

第二は第一期工事分および第二期工事分をも含め、わが国が建築する建物の維持・管理について、ヴェトナム政府に対してこれらの維持・管理をヴェトナム側に依頼することであった。調査団は上記二目的を持つ為、山田および宮沢は建築関係を、三浦は主に建物の維持・管理関係を担当、野田はそれを総括することとし業務を遂行した。なお建物の維持・管理関係については在ヴェトナム日本国大使館恩田書記官、外務省経済協力局谷野事務官およびチョウライ病院派遣中の当事業団岩元調整員の協力を得た。

### Ⅲ 調査日程

昭和43年

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| 12月9日(月) | サイゴン着                        |
| 10日(火)   | 日本大使館にて打合せ                   |
| 11日(水)   | チョウライ病院長と打合せおよび建築資材調査        |
| 12日(木)   | 日本大使館にて一般情勢打合せおよび建築資材調査      |
| 13日(金)   | 建物に関する登記等調査及び建築資料整理          |
| 14日(土)   | 日本大使館にて交渉準備および建築関係調査         |
| 15日(日)   | 交渉準備および建築関係資料整理              |
| 16日(月)   | ヴェトナム外務省打合せおよび建築関係調査         |
| 17日(火)   | ヴェトナム外務省・厚生省・大蔵省と打合せ及び建築関係調査 |
| 18日(水)   | 日本大使館にて交渉問題打合せおよび建築物価調査      |
| 19日(木)   | ヴェトナム厚生省・外務省と打合せ建築関係資料整理     |
| 20日(金)   | 日本大使館にて交渉問題打合せおよび建築荷役調査      |
| 21日(土)   | ヴェトナム厚生省にて書簡交換               |
| 22日(日)   | 書簡交換の確認                      |
| 23日(月)   | サイゴン発                        |
| 24日(火)   | 帰 国                          |



#### IV 一般情勢

昭和43年1月末いわゆるテスト攻勢およびこれに続く5月攻勢は、わが国よりの医療協力に関しても継続すら危ぶまれるほどであった。ヴェトナムでは約20万戸の民家が部分的或いは完全に破壊され、約1万3千の市民が死亡し、3万2千人が負傷している。その後サイゴン市内および周辺の警戒は特に厳しく、夜間外出禁止は午後7時以降の期間がかなり続いたが、9月以降若干治安が回復され夜間外出禁止も午後9時、11時さらに12時と緩和されるに至った。

更に11月以降米軍の北爆停止、パリ会談の開催等現地情勢改善のきざしが見えてきた。一方わが国がコロボ計画に基づき派遣しているチョウライ病院およびサイゴン病院の各医師は相変わらず多忙をきわめるとともにヴェトナム側はチョウライ病院の建築に関し第二期工事の早期着手を強く要望してきた。わが国よりの技術協力は、上記二病院に対する医療協力と日本語関係の専門家を派遣するにとどまっているが、一方ではわが国よりの対ヴェトナム貿易は年間1億4千万ドルに達し、サイゴンの街では日本製品が氾濫している状態でありヴェトナムの有識者は第三国よりの技術援助もさることながらわが国の協力を強く要望している。

特に医療協力に関しては昨今までは米国、英国、西独等がかなり対ヴェトナム協力を進めており特に米国はサイゴン病院およびチョウライ病院（同病院敷地内に整形外科部門診療棟の建築および医師等の派遣）に対する協力も行なってきたが、現在ではヴェトナム政府はこれら病院に対する協力は第三国よりもわが国よりの協力の要望を強めており、米国は今やサイゴン病院に対する協力を中止するとともに主にサイゴン大学医学部に対する協力に方針を変えつつある状態であり、わが国のこれら二病院に対する協力のヴェトナム側の期待は大なるものがある。

## V 第二期工事について

### (i) 調査方針と調査時点におけるサイゴンの建設一般事情

先づ調査方針は、前二回の調査経験を生かして次の様に対象をしぼった。

- (1) サイゴンにおける建設一般事情と社会経済事情要点
- (2) 建設資材調査
- (3) 労務事情
- (4) 荷役事情
- (5) チョウライ病院二期を対象とした現地の調査

### (ii) サイゴンにおける建設一般事情

サイゴン市内を巡回してまず驚くことは、破壊された建築の復旧工事を含めて大小の建設が目立って盛んなことである。

ショロン地区のテト攻勢による残骸はほとんど見ることは出来ない。それどころかテト攻勢の被害地跡は整備されて、難民用の宿舍群が活発に建設されている実情である。この現状を見ると労務者不足、特に技能工の払底は一応考えられないほどである。勿論建設物資も出廻っている証拠でもある。しかし敵兵による影響は相変わらずで、老人、婦人労働者、少年労働者が目立つことは1967年調査以来変ることではない。この点を常識的に考えると、建設物資の需要増大、労務者不足のため、資材労務賃金の値上りの原因となる。

今回の調査においても生計費は中産階級において1967年6月指数303(1958年=100)が1968年6月377、8月には、400となり漸増の傾向になっている。労働者階級では同時期のもの326より412、8月には438となっている。また卸売物価は1967年6月と1968年6月の推移は、228→245、1968年8月には248、輸入品は205→225、8月223と調査されている。通貨の総投入と吸収のギャップは1968年推定520億ピアストル、1969年推定500億となっており、今後とも物価上昇は年率30-40%程度はまぬがれないと観測される。

### (iii) 建設資材、労務事情と荷役関係の調査

従って将来ともに物価上昇が予想されるので第二期用建設資材は第一期の際に計画した以上に日本製品を多用して現地使用の諸材料と労務者を小範囲に止めることを考えねばならない。この主旨に基づき、建築資材のうち現地産品目は、砂利、砂、煉瓦、床仕上タイル、屋根瓦、仮設材等、やむを得ない仕上用木材にしぼり、他はほとんど日本より輸送する方針をとらねばならない。特に木材の値上りは今後ますます著しいとの判断で特に注意を払った。付帯設備用の資材は100%日本側より持ち込み計画をたてねばならない。したがって、サイゴンにおける資材調査には現地産品目に主力をそそいだ。

資材に関する限り、1968年後半より年末までの価格上昇は、想像していたよりも低率である。あるいは変化のないものもある。ただ木材関係は非常な勢いで値上りをしている。日本流の考え方を加味すると、木材の価格が上ることは大工の手間賃の上昇につながる。二期建設計画に留意すべき点である。

労務賃金はたしかに急上昇したが、テト攻勢直後の社会不安がうすらぐとともに安定してきたが、矢張りじりじりと値上りをしている。付表1, 2は其の間の事情を説明している。

次に荷役関係であるが、調査時の現況は、前2回に比べて、平穩そのものである。かつてサイゴン河口よりサイゴン市埠頭までは、月3回、河口で船団を組んで、溯航して来た。この船団に編入されること自体に日時を要し、埠頭で荷役されるまでの時間は3ヶ月程度見込まないと駄目だと言われた。現在は随時航行河口より24時間で到着荷揚期間を含めて1週間予定すれば良いとのことであった。したがって、日本を離れた資材類は1ヶ月で作業現場に搬入され得る見通しがたった。第一期工事の時とは非常な違いである。

但し第一期工事中には岩元調整員が所轄関係個所に円満な折衝を続け、当初3ヶ月はかかると思われた荷役関係期間を大巾に短縮出来た。二期の建設計画に際しても、この努力が不可欠であることは論をまたない。

## (二) チョウライ病院二期計画調査

調査のためにサイゴン滞在中の大半は資材調査に費した。しかし二期計画を進めるうえには更に現地事情をおさらいする必要がある。特に下記既設建物の解体と上下水本管の再確認、電力引込み、第一期工事で竣工した建物の付帯設備使用上の感想等である。

(1) 既設建物を解体する際に生ずる発生材の使用に関しチョウライ病院側より、下記材料引渡し方の要請があった。

(a) 煉瓦2000本(ケレン落しのうえ解体建物周辺に集積)

(b) 木材(檜材)0.06M×0.08M×6.00M-50本

(c) 両開扉枠共5組

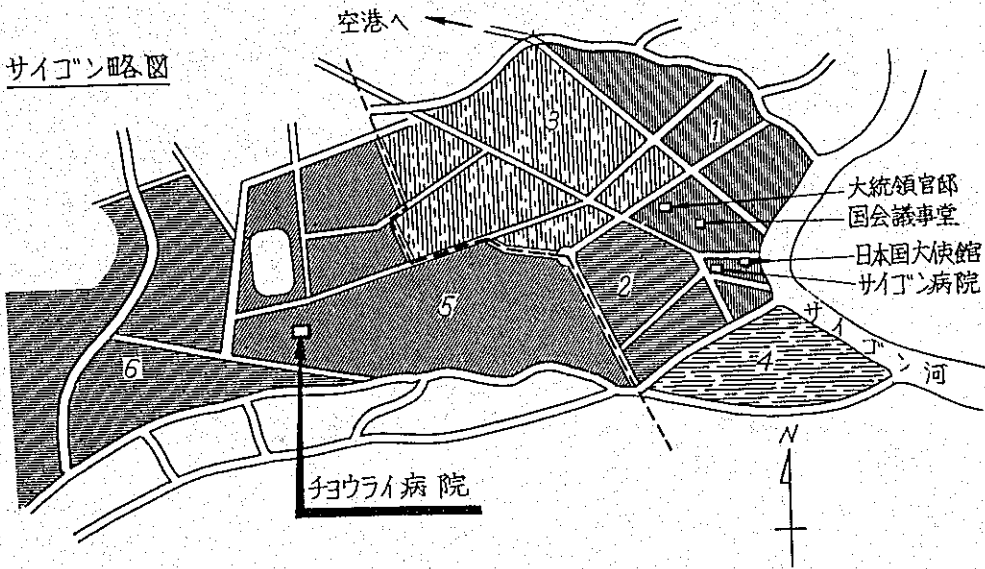
(b, c 何れも解体建物周辺に集積)

(2) 被廊下新設の際、既設診療棟廊下との接合をすること。

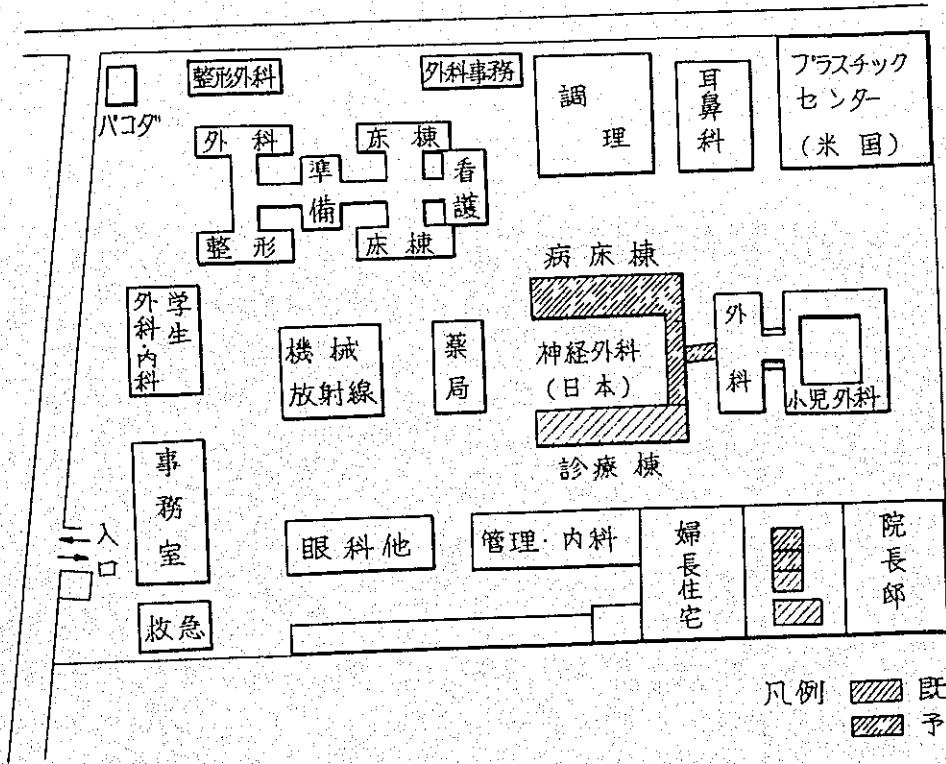
(3) 水道本管は第一期計画の際には、米国側の援助により相当圧の本管が引き込まれ、当時の水道事情よりは遥かに整備されるというチョウライ病院側の説明により建物内の配管計画をたてた。

しかし、今回調査時には、旧態依然であって、その結果診療棟一階においては電力不足のため、改めて圧力ポンプを設置する必要にせまられた。二期計画に含まれる病棟においても同様である。

サイゴン略図



チウライ病院内略図



- (4) 下水本管は依然として流量が満足にとれないが、これはヴィエトナム側の問題であり、わが方としては下水本管工事には触れないこととせざるを得ない。なお二期計画に引込みまでの工事を入れる必要がある。
- (5) 電力事情は今もって良くない。調査時点に、チョウライ病院は既存管理棟及び付属する一連の病棟関係に新たに変電所を建設中であった。又米国援助の整形外科病棟には相当量の電力を引き込んでおり、第一期計画時よりは、電力事情は緩和されている。
- (6) 宿舍の付帯設備に関して注意すべき点の一つが生じた。それは、(3)項にも通じるが、別個の本管より引込んだ給水系統が、頻発する断水事故で生活の不便をかかっていることである。その対策として給水塔(約1屯の水量)を設置する必要を生じた。
- (7) 団長邸前庭に設置したガレージは当初予算不足のため木造架構の上にヨシズ貼りとしたのを、二期使用を考慮して屋根の改造をする必要がある。
- (8) 二期計画による建設予定の建物は
- (a) 宿舍2戸分約36坪(RC構造耐熱スラブの上瓦葺き)。
  - (b) 病棟約207坪(RC構造耐熱スラブの上にRC防水屋根二階建、廻廊式ルーバー付きで、一期計画の診療棟と同一スタイル)。
  - (c) 渡廊下(約17坪)鉄骨架構平家建鉄板屋根葺等である。

#### ⑨ 二期計画工事費

二期計画建物内容と今回調査による建設資材単価、労務費その他の諸条件をあわせ、与えられた予算内で全てを満足させることが出来るかどうかの判断を下さなければならない。その為には1968年12月以降の物価上昇トレンドを想定しながら、今回調査時の各種別の単価をどの様に押えて、予算の骨組を作るかと言う点にしなければならぬと思う。次表は㊸項1968年4月テト攻勢直後の調査による上昇率を基準としたもので、㊹項は1968年12月今回調査による結果を勘案してグロス計算をしたものである。

チョウライ病院第二期予算配分計画 (1US\$ = 118VN\$)

(1967年第一期工事契約)  
単価を100とする

総工事費				1968.4 上昇率	1968.12 上昇率
千円 121,600				㉞	㉟
↓					
㉞ 160,850	直接工事費 70,600	○材料費 53,000			
↓					
㉟ 142,775	㉞94,750	↓			
↓					
建物の質を落 として約10 %減を目途と して総工事費 129,000 千円に押える。	㉟82,675	㉞63,070	・V.NSIDE 15,900	$\frac{140}{100}$ → 22,260	$\frac{120}{100}$ → 19,080
		↓	・J.PSIDE 37,100	$\frac{110}{100}$ → 40,810	$\frac{105}{100}$ → 38,955
		㉟58,035			
		○方務費 17,600			
		↓			
		㉞31,680	・V.N 17,600	$\frac{180}{100}$ → 31,680	$\frac{140}{100}$ → 24,640
		↓			
		㉟24,640			
	間接工事費 51,000				
	↓				
	㉞66,100	○現地経費 20,000		$\frac{160}{100}$ → 32,000	$\frac{130}{100}$ → 26,000
	↓			㉞	㉟
	㉟60,000			$\frac{110}{100}$	$\frac{110}{100}$
		○諸経費 31,000		→ 34,100	→ 34,100
				㉞	㉟

以上が建築関係の報告であるが当初予算121,600千円までに建物の質を低下させることは、まず無理と思われるが、前表表示の129,000千円を目標とし、可能な限りその線にそうべく努力する必要がある。

付1-A 建築資材 単価表 VN\$

品名	要	単位	1966.6	1967.5	1968.5	備考
1 木材						
足場丸太		m	8500- 12,000	11,000	12,000	
仮枠材		"	7,500- 12,000	12,000	16,500	
屋根下地材		"	8,500- 12,000	14,000	20,000	
建具材		"	8,500- 12,000	16,000	-	
家具材		"	-	-	-	
ベニヤ板	1.00m× 2.00m×4.2m	枚	-	190	1.2×2.4×0.6 650	
2 丸鋼						
6φ		t	25,000- 40,000	27,500	32,500	
13φ (14φ)		"	22,000- 40,000	27,500	32,000	
16φ		"	22,000- 35,000	27,500	32,000	
19φ (18φ)		"	22,000- 35,000	27,500	32,000	
3 山型鋼						
	L-25×25	t	25,000- 38,000	40,000	29,000	
	L-30×30	"	"	"	-	
	L-45×45	"	"	"	-	
4 砂利	コンクリート用 25~30φ	m <sup>3</sup>	1,300	1,200	1,600	
5 砂		"	250	300	400~450	
6 セメント	5.0kg入	袋	200-250	340	(輸入品) 250	
7 瓦	ワロコ型	枚	1.4~2.5	4		
"	平型	"	1.4	4.5		
"	フランス型	"	1.4~1.5	4		
8 煉瓦						
並型	200×100×5	個	1.7~2.0	2.6	2.5	
中空	200×100×100	"	2.0~2.7	2.8	2.6	
中空	200×100×50	"	-	2.0	-	
9 コンクリート ブロック	40×40×10	個	10	12	135/m <sup>3</sup>	

付1-B

	品名	摘要	単位	1966.6	1967.5	1968.6	備考	
10	タイル	輸入品半磁器タイル	個	12	12			
		// クリンザータイル	個	-	12			
		現地産タイル	m <sup>2</sup>				370~430	
		現地産木巾タイル (200×200)	m <sup>2</sup>				130~160	
		輸入品モザイクタイル (100×200)	m <sup>2</sup>				393	
	硝子	並厚	3mm	m <sup>2</sup>	330~400	450	450	
			5mm	//	-	1,100	-	
	排水用陶管	φ300 t=1.00M	個	150~270	360	-		
	建具	硝子窓扉	金鋼板	//	-	-	1,680	
			ベニヤフラッシュ	//	-	-	2,580	
金鋼板			//	-	-	輸入品 1,000		
亜鉛引鉄板	1.00M×2.00M	枚	-	-	500			
便器	トルコ式	個	-	-				
白セメント	50kg入	袋						

付2表

建設用労務者賃金表

US\$1=VN\$

種別	1966.6	1967.5	1968.6	備考
大工	200~250	280~360	650~700	1. 労働時間 8時間/日
土工	80~120	120~200	300~350	2. 作業時間
屋根工	200	-	-	7.30~12.00
コンクリート工	250~350	-	350~400	13.30~17.00
煉瓦工	250~300	-	500~550	3. 18才~35才
タイル工	250~300	300~360	500	不在(老,小,女子対象)
在官工	250~300	280~360	550	4. 労働基準法あり
塗装工	200~250	280~360	550	5. 能率
一般雑役人夫	80~120	120~200	女-男 170-250	日/V=100/30-50
防水工	250~300	-	-	
家具工	200~250	-	-	
電工	250~300	280~330	650	
配管工	200~300	280~330	520	
鍍金工	200~250	280~360	-	
鉄筋工	-	-	300~350	
サッシュ工	-	-	700	



## Ⅵ 建物の維持、管理について

### (イ) 経 緯

わが国政府がヴィエトナム政府の要請に基づき本件建物を建築するに關し、完成後の建物の所管が問題となった。

国内法上、日本国政府は技術協力のために外国に対し供与し得るのは動産とうたわれていることに鑑み（「経済及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律」）将来は本件建物をヴィエトナム政府に譲渡すべき性格のものであるが、とりあえず日本側の資産であるとして、当事業団は外務省の委託を受けて建築したものである。

当事業団は第一期工事分に関しては、昭和43年6月末竣工し、とりあえず本件建物を外務省に対し引渡しを行なった。（7月1日付）

外務省は本件建物の所管に關し、關係各省と協議を進めていたが、昭和43年11月、建物は当事業団が外務省の委託を受け海外技術協力実施委託費にて建築したものであり、わが国がヴィエトナムに対して協力する期間中（交換公文には4ケ年間）は当事業団の受託資産であるという結論に達した。

当事業団はこれを受け本件建物を当事業団の受託資産とすることに伴い、これら建物の維持、管理を行なう必要が生じた。

本件建物は当事業団の受託資産であるのでその維持管理を事業団が行なうことが形式的に妥当であるが、現実においてチョウライ病院敷地内に存在し、本来同病院の他の建物と一体となすべきものであることに鑑み、また現在当事業団が現地に派遣中の人員をもってしては将来とも責任をもって維持、管理に當ることはきわめて困難である事情を考慮し、また上述の交換公文中「ヴィエトナム政府は神経外科病棟の維持及び運用に必要な経費を負担する」と明言されていることにも鑑み、右維持、管理（建物に対する警備、修理等）をヴィエトナム政府に委ねることとし、これがためヴィエトナム政府に依頼することとなった次第である。

### (ロ) わが国よりヴィエトナム側に対する依頼の事前交渉

外務省は本件維持、管理問題につきさきの交換公文の関連上、在ヴィエトナム北原大使よりヴィエトナム政府あて建物の維持、管理はヴィエトナム側にあるとする旨の書簡を交換することになり、当事業団はこれに基づき建物の維持、管理の実体につきヴィエトナム政府と書簡を交換する方針を採った。

交渉にあたるに先だち、昭和43年12月1日、2週間の予定をもってコロンボ計画に基づく高級研修員として招へいしていたヴィエトナム厚生省特別顧問 Dr. Nguyen Van Thieu および衛生局長 Dr. Truong Minh Cac の両氏と外務省および当事業団は本件に關してヴィエトナム側の意向を打診するとともに、わが方の考え方を伝達したところ、両氏はヴィエトナム

## お わ り に

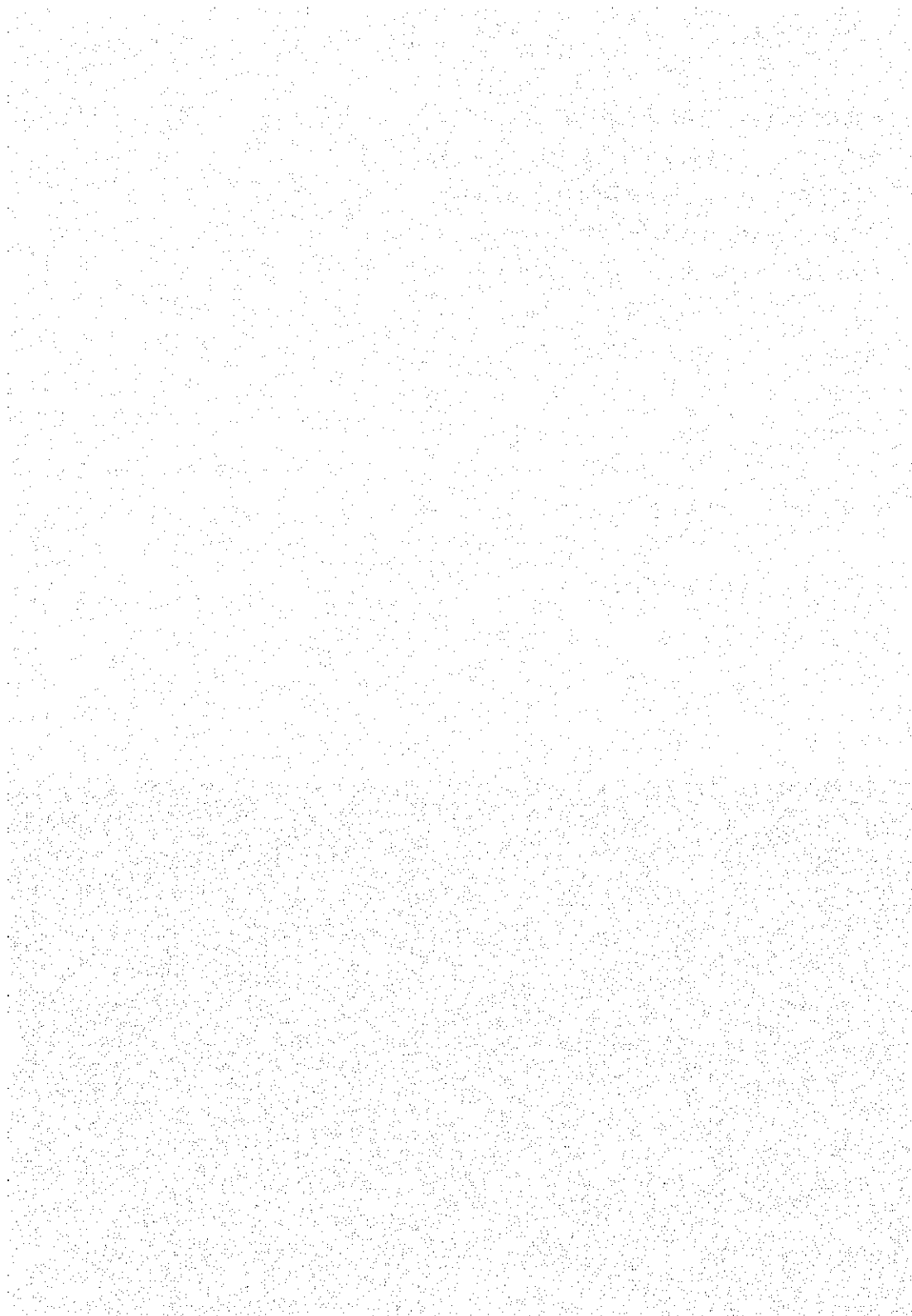
我々の今回のヴェトナム訪問に関しては上述の二つの目的であったが、およぼながらこの大任を果たせたことは、内外ともに関係諸機関の皆さんの御協力の賜であると厚く感謝しておりますとともに、わが国の対ヴェトナム医療協力が如何に意義深いものであるかを痛感した次第であります。

ヴェトナム共和国厚生大臣はチョウライ病院に対するわが国の医療協力が多大の感謝をするとともにその建築物はヴェトナムの真珠であるとすら述べ、更に現在の神経外科関係のみにとどまらずできればチョウライ病院全体の各部門にわたる協力をも希望する旨を明らかにしています。

またヴェトナム政府関係者は言うに及ばず、一般民衆の日本人医師およびその関係者に対する態度は感謝とともに真摯なものであり、我々調査団としては一刻も早く本件建築を完了し、かつ国内的に問題点はあるにしても、一刻も早くヴェトナム側に引き渡すべきものであると考えております。

かかる観点より当事業団は最大の努力を払うことは論をまちませんが、関係諸機関の皆様御協力を更に賜わりたくお願い申し上げます。

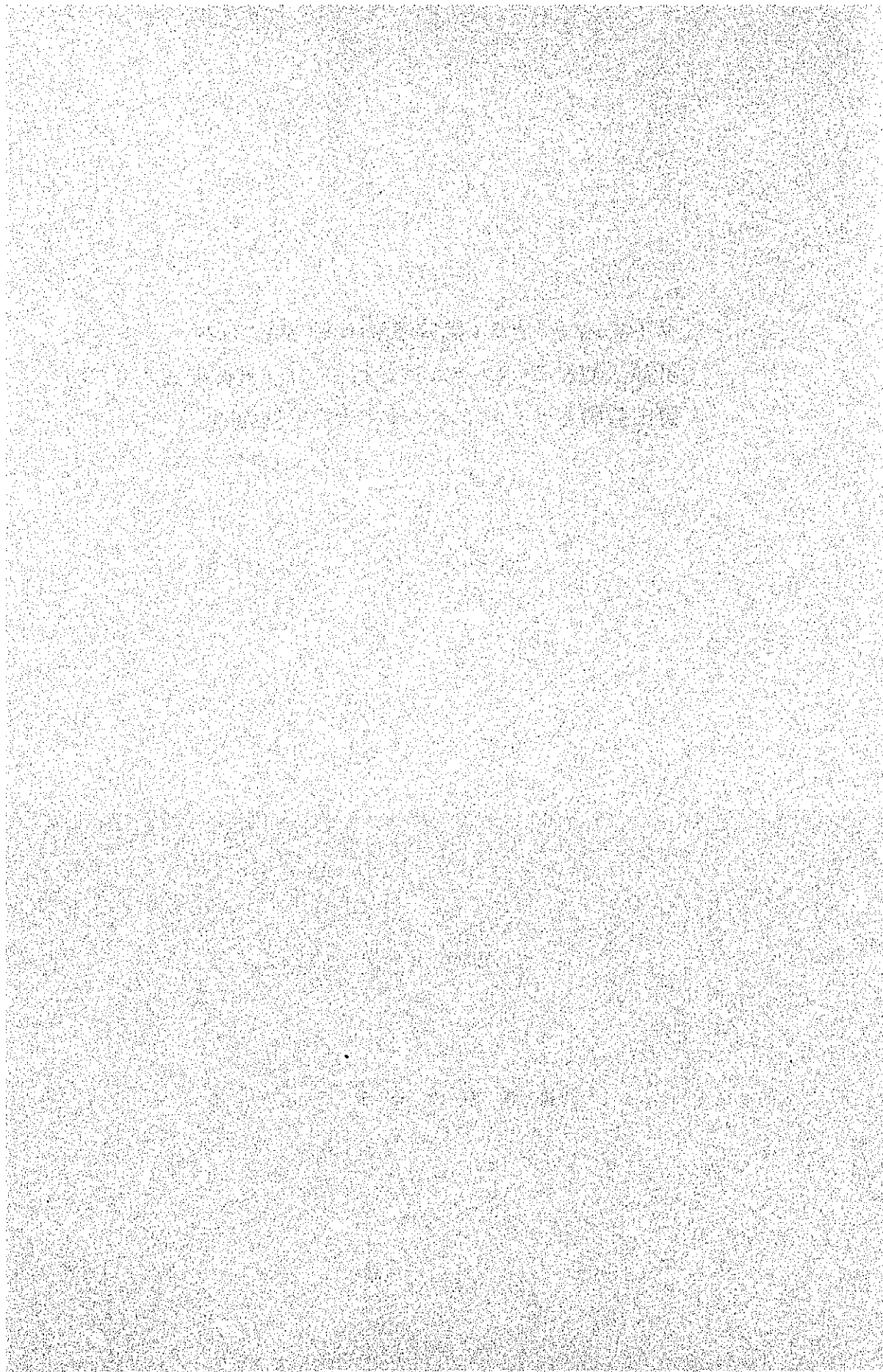
終りに本件調査団に対し御協力御指導賜わった在ヴェトナム北原大使、中江参事官、恩田書記官、館員一同に対し重ねて感謝の意を表します。



サイゴン, チョウライ 病院建物管理に関する在ヴェトナム  
北原大使とヴェトナム厚生大臣及び海外技術協力事業団  
野田監事とヴェトナム厚生大臣特別顧問との往復書簡

昭和 44 年 1 月 22 日

経 済 協 力 局 技 術 協 力 課



( 日本側書簡 )

( 仮訳 )

書簡をもって啓上いたします。

本使は、1967年6月10日にサイゴンにおいて日本国特命全権大使中山賀博とヴィエトナム共和国外務大臣トラン・ヴァイ・ドオとの間に交換された日本国政府とヴィエトナム共和国政府との間の医療協力に関する交換公文に関し、本国政府の訓令により、次の1を閣下に通報するとともに、前記の交換公文の4の規定に基づき次の2及び3について閣下と協議する光栄を有します。

1. 日本国政府は、チョウライ病院の敷地内に建設された神経外科病棟及び日本人専門家のための宿舎の所有権をヴィエトナム政府に移転することを禁止している現行の法令に有利な改正が行なわれない限り、その移転を行なうことができない。

もっとも、ヴィエトナム共和国厚生省は、今後次のことを条件として不特定期間前記の建物を使用することができる。

(a) 神経外科病棟及び日本人専門家のための宿舎は、チョウライ病院の一部をなすものとみなされる。

(b) 関係者間の合意がない限り、ヴィエトナム政府は、前記の建物を1967年6月10日付の合意に規定されている目的以外の目的のために使用してはならない。

2. 日本国政府は、神経外科病棟及び日本人専門家のための宿舎がチョウライ病院の一部をなすものとみなされることにかんがみ、その病棟及び宿舎の監督及び維持をヴィエトナム共和国政府が前記の合意の2(1)の規定に従いチョウライ病院の維持、監督及び管理の一環として自己の費用により引き受けるものと了解する。

3. 日本国政府は、前記の医療協力の目的にかんがみ、1にいう建物には現行のヴィエトナムの租税その他の公課が課されないものと了解する。

本使は、閣下が、1967年6月10日付けの合意の適用の細目である前記の点を考慮されて、異議がないときは、閣下の返簡をもってその旨を確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1968年12月21日

日本国特命全権大使

北原秀雄

ヴィエトナム共和国厚生大臣

トラン・ル・イ 閣下

( ヴィエトナム側書簡 )

( 仮訳 )

書簡をもって啓上いたします。

本大臣は、1968年12月21日付けの閣下の書簡を受領したことを確認するとともに、ヴィエトナム共和国は同書簡に述べられている日本国政府の見解を実現する措置を執ることに異議がない旨を通報する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1968年12月21日

ヴィエトナム共和国

厚生大臣

トラン・ル・イ

日本国特命全権大使

北原秀雄閣下

( 日本側書簡 )

( 仮訳 )

書簡をもって啓上いたします。

本職は、日本国政府とヴィエトナム共和国政府との間の医療協力に関して本日日本国特命全権大使北原秀雄とヴィエトナム共和国厚生大臣トラン・ル・イとの間で交換された書簡に関し、日本国海外技術協力事業団代表の資格において、チョウライ病院の敷地内に建設された神経外科病棟及び日本人専門家のための宿舎について貴国政府が監督の責任を負うという貴国政府の決定に対し心から謝意を表明する光栄を有します。

本職は、ヴィエトナム共和国政府の権限のある当局が前記の建物の効果的な監督を確保するため最善を尽くされるものと信じます。

本職はこの機会に、ヴィエトナム共和国の権限のある当局に対し、特に次の措置を執られるよう要請いたします。

- I 当該建物の監督の責任者を日本国海外技術協力事業団理事長に通報する。また、その責任者に変更があった場合にも、そのつど同様に通報する。
- II 当該建物の管理及び維持について責任を有する前記の者は、当該建物が常に良好な状態にあるようにする。
- III Iにいう責任者は、次の事項について厚生大臣に報告を行ない、厚生大臣は、それを日本国海外技術協力事業団理事長に伝達する。

(1) 損害に関する報告

天災その他の事故により当該建物に滅失又は損害が生じた場合には、次の点について直ちに報告を行なう。

- (a) 滅失又は損害の原因及び年月日
- (b) 被害の詳細(被害の程度)
- (c) 被害の見限り及び復旧の可能性
- (d) 当該建物の維持又は補修のために執られた緊急措置
- (e) その他の有用な情報

(2) 年次報告

毎年、4月1日から翌年3月31日までの期間における建物の状態に関する年次報告をできる限りすみやかに提出する。

IV Iにいう責任者は、当該建物の維持及び保全の見地から必要と判断する補修の措置を執る。

V Iにいう責任者は、日本国海外技術協力事業団が当該建物の維持及び運用状況を調査するために派遣する調査員に対し必要な便宜を供与する。



日本国政府とヴィエトナム共和国政府との間の医療協力に関して1967年6月10日にサイゴンにおいて交換された書簡の精神に沿うものであるから、われわれは、この医療協力の目的を考慮して、当該建物のヴィエトナム共和国政府への移転をできる限りすみやかに実現することが望ましいと考えます。

われわれは、ヴィエトナム共和国政府の権限のある当局が、上述の過渡期間中、建物をチョウライ病院に属する他の建物に対すると同様に維持され、かつ、監督されれば幸いです。

1968年12月21日

日本国海外技術協力事業団

監事 野田 章

ヴィエトナム共和国厚生大臣

特別顧問

グエン・ヴァン・ティユウ博士 殿

( ヴィエトナム側書簡 )

( 仮訳 )

書簡をもって啓上いたします。

本職は、1968年12月21日付けの貴職の書簡を受領したことを確認するとともに、ヴィエトナム共和国厚生省が同書簡に細目が述べられている日本国海外技術協力事業団の要望に副うために必要な措置を執ることを貴職に通報する光栄を有します。

他方、本職は、厚生大臣がチョウライ病院院長を貴職の書簡に述べられた建物の責任者として指名したことを貴職に通報いたします。

本職は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴職に向かって敬意を表します。

1968年12月21日

ヴィエトナム共和国厚生大臣

特別顧問

グエン・ヴァン・ティエウ

日本国海外技術協力事業団

監事 野田 章 殿

日本国政府とヴィエトナム共和国政府との  
間の医療協力に関する交換公文

(日本側書簡)

(訳文)

日本側書簡 書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とヴィエトナム共和国との間の医療協力に関する最近の両国の権限のある当局間の会談に言及し、日本国政府及びヴィエトナム共和国政府が次の取極について合意することを提案する光榮を有します。

日本国政府の措置 1. 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、次のために必要な措置を執る。

- (1) 医療専門家その他の専門家をコロンボ計画に従いヴィエトナム共和国へ派遣すること。
- (2) ヴィエトナム人医療職員をコロンボ計画に従い日本国に受け入れること。
- (3) 診察、治療及び医学研究に必要な機械、資材及び医薬品をヴィエトナム共和国政府に供与すること。
- (4) 神経外科の一病棟及び医療協力のわく内で派遣される日本人専門家の宿舎をヴィエトナム共和国政府の利益のためにチョウライ病院敷地内に建設すること。

ヴィエトナム共和国政府の措置

2. ヴィエトナム共和国政府は、次のために必要な措置を執る。

- (1) 1.(4)にいう神経外科病棟の維持及び運用に必要な経費を負担すること。
- (2) この取極により日本国政府が供与する機械、資材及び医薬品の輸入に対する免税を許与すること並びに1.(3)にいう機械、資材及び医薬品の陸上げの費用及び陸上げ地より目的地までの運送費用を負担すること。
- (3) サイゴン港における機械及び資材のすみやかな陸上げに必要な便宜を供与すること並びに1.(4)にいう建物の建設のすみやかな完成のためにできる限りの援助を与えること。
- (4) 日本人専門家に対するこの取極に定める職務の善意の遂行に起因するすべての請求について責任を負うこと。

ピアストルの交換率

3. 1.(4)にいう建物の建設のための現地における費用を支払うための外国通貨(最大限250,000米ドル)は、1米ドルにつき118ピアストルの現行交換率、すなわち80ピアストルの公定為替率にヴィエトナム共和国政府からの附加金38ピアストルを加えたもので、ヴィエトナム・ピアストルに交換される。ただし、この118ピアストルの交換率は、現行の為替率が変更されたときは、両国政府の合意により修正す

ることができる。

- 協 議 4. 両国の権限のある当局は、この取極に定める協力を達成するため随時協議する。
- 有効期間 5. この取極は、4年間効力を有する。もっとも、両国政府は、いずれか一方の要請に基づいて、この取極の期間を延長するために協議を行なうことができる。

本使は、本国政府に代わって、この書簡及び前記の提案の貴国政府による受諾を確認する閣下の返簡を、閣下の返簡の日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを提案する光榮を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1967年6月10日にサイゴンで

日本国特命全権大使 中山 賀 博

ヴェトナム共和国

外務大臣 トラン・ヴァン・ド 閣下

---

( ヴィエトナム側書簡 )

( 訳文 )

ヴェトナム側書簡 書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

本大臣は、本国政府に代わって、閣下の書簡に述べられた提案に同意し、閣下の書簡及びこの返簡を、この日付の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

1967年6月10日にサイゴンで

ヴェトナム共和国

外務大臣 トラン・ヴァン・ド

日本国特命全権大使 中山 賀 博 閣下

( 参考 )

この取極は、ヴェトナムとの医療協力として、わが国がヴェトナム国立病院の神経外科病棟の建設、医療機材の供与、医療専門家の派遣、研修生の受け入れ等を行ない、ヴェトナムが病棟の維持費の負担、日本からの機材の輸入に対する免税等の措置を執ること等について定めるものである。

